

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	2025年6月10日
【事業年度】	第34期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	沖縄セルラー電話株式会社
【英訳名】	OKINAWA CELLULAR TELEPHONE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮倉 康彰
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 経営管理部長 嶺井 敏樹
【最寄りの連絡場所】	沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 経営管理部長 嶺井 敏樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
営業収益 (百万円)	74,191	73,426	77,299	77,990	84,314
経常利益 (百万円)	14,565	15,321	16,130	17,188	17,927
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	10,522	10,660	10,852	12,129	12,402
包括利益 (百万円)	11,010	11,194	11,468	12,544	12,764
純資産額 (百万円)	94,382	100,190	101,121	97,481	99,193
総資産額 (百万円)	112,179	118,609	119,651	115,573	118,266
1株当たり純資産額 (円)	1,693.86	1,796.61	1,892.01	1,969.13	2,054.36
1株当たり当期純利益 (円)	194.25	198.58	204.58	244.93	260.52
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	81.2	81.3	82.6	82.3	81.6
自己資本利益率 (%)	11.9	11.4	11.1	12.5	12.9
株価収益率 (倍)	13.08	12.41	14.81	14.49	16.39
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	19,066	18,774	14,642	11,330	15,092
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,106	13,824	3,938	4,913	3,573
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,235	4,854	10,633	16,346	11,174
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	3,097	3,193	3,263	3,162	3,506
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	384 (93)	402 (94)	439 (98)	468 (112)	521 (145)

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第31期の期首から適用しており、第31期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しております。1株当たり純資産額を算定するための期末発行済株式総数及び1株当たり当期純利益を算定するための期中平均株式数については、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を控除しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
営業収益	(百万円)	70,616	70,119	73,453	74,140	80,061
経常利益	(百万円)	13,652	13,996	14,590	15,649	16,311
当期純利益	(百万円)	8,070	10,140	10,218	11,162	11,306
資本金	(百万円)	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414
発行済株式総数	(株)	27,342,000	26,877,900	53,755,800	49,222,282	48,314,982
純資産額	(百万円)	88,323	93,121	94,825	89,938	90,202
総資産額	(百万円)	104,755	110,901	114,300	109,401	111,167
1株当たり純資産額	(円)	1,643.41	1,735.18	1,814.49	1,862.52	1,919.44
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	162.00 (77.00)	168.00 (82.00)	131.00 (86.00)	110.00 (50.00)	124.00 (60.00)
1株当たり当期純利益	(円)	148.98	188.90	192.63	225.41	237.48
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	84.3	84.0	83.0	82.2	81.1
自己資本利益率	(%)	9.2	11.2	10.9	12.1	12.6
株価収益率	(倍)	17.05	13.05	15.73	15.75	17.98
配当性向	(%)	54.4	44.5	45.7	48.8	52.2
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	248 (42)	257 (44)	280 (46)	302 (60)	325 (64)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	145.8 (142.1)	146.3 (145.0)	182.6 (153.4)	217.7 (216.8)	264.6 (213.4)
最高株価	(円)	5,360	5,480	3,240 (5,620)	3,700	4,495
最低株価	(円)	3,370	4,820	2,481 (4,870)	2,890	3,335

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第31期の期首から適用しており、第31期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 第30期の1株当たり配当額162.00円は、創立30周年記念配当5円を含んでおります。
5. 第32期の1株当たり配当額131円は中間配当額86円と期末配当額45円の合計になります。当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割をしておりますので、中間配当額86円は株式分割前の配当額、期末配当額45円は株式分割後の配当額となります。また、株式分割後基準で算定した第32期の1株当たり配当額は88円となります。
6. 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しております。1株当たり純資産額を算定するための期末発行済株式総数及び1株当たり当期純利益を算定するための期中平均株式数については、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を控除しております。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
8. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第32期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
9. 2025年3月期の1株当たり配当額124円のうち、期末配当額64円については、2025年6月12日開催予定の定時株主総会の決議事項になっています。

2【沿革】

1990年10月に本土と沖縄の経済人が沖縄振興のために協力していくことを目的とした「沖縄懇話会」が発足し、その中で、携帯電話会社を設立する方針が明らかにされました。

このような背景のもとで、当社は沖縄地域において携帯・自動車電話サービスを行う会社として、第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）をはじめ有力企業の出資により、1991年6月1日に設立いたしました。

その後の経緯は以下のとおりであります。

1992年3月	第一種電気通信事業許可を郵政省から受ける。
1992年4月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
1992年7月	セルラー電話サービス契約約款の認可を郵政省から受ける。
1992年10月	携帯・自動車電話サービス開始。
1994年4月	移動機売切り制の実施。
1995年7月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
1997年4月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2000年7月	携帯電話サービスのブランド a u（エーユー）の開始。
2002年11月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2009年2月	沖縄県南城市に「南城ネットワークセンター」を新設。
2010年1月	沖縄通信ネットワーク株式会社を子会社化。
2010年3月	固定通信事業を開始。
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q に上場。
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場。
2013年8月	沖縄県那覇市松山に新社屋「沖縄セルラービル」を建設し、本店所在地を移転。
2014年9月	沖縄バリューイネイブラー株式会社を設立。
2016年3月	沖縄県豊見城市に「とみぐすくネットワークセンター」を新設。
2016年8月	沖縄バリューイネイブラー株式会社は、UQモバイル沖縄株式会社に商号変更。
2017年9月	沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社を会社分割により設立。
2019年11月	a uの電気サービス「a uでんき」提供開始。
2020年4月	沖縄～九州海底ケーブルの運用を開始。
2020年10月	UQモバイル沖縄株式会社を吸収合併。
2021年11月	沖縄セルラーフォレストビル竣工。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）からスタンダード市場へ移行。
2022年7月	沖縄通信ネットワーク株式会社は、O T N e t 株式会社へ商号変更。
2023年7月	沖縄本島、石垣島、宮古島および久米島を結ぶ光海底ケーブルの運用を開始。
2023年11月	第三者割当増資引受により M C 沖縄株式会社を子会社化し、沖縄セルラーみらいクリエイティブ株式会社へ商号変更。

3【事業の内容】

(1) 事業の内容

当社及び当社の関係会社は、当社及び連結子会社であるOTNet株式会社、沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社、沖縄セルラーみらいクリエイティブ株式会社、並びに親会社であるKDDI株式会社により構成されており、モバイルサービスや、国内・国際通信サービス、インターネットサービス等を提供する電気通信事業を主な事業内容としております。

事業区分の方法につきましては「電気通信事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(2) 事業に係る法規制

当社は自ら電気通信設備を設置して電気通信サービスを提供する電気通信事業者であり、電気通信事業を行うにあたり電気通信事業法に基づく登録等を受ける必要があります。また、無線基地局、無線システムを用いた中継伝送路などの電気通信設備の設置にあたっては、電波法による無線局の免許等を受ける必要があります。その概要は以下のとおりです。

電気通信事業法

a. 電気通信事業の登録（第9条）

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りではない。

b. 変更登録等（第13条）

第9条の登録を受けた者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。

c. 登録の取消し（第14条）

総務大臣は、第9条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

- ・当該第9条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- ・不正の手段により第9条の登録又は第13条第1項の変更登録を受けたとき。
- ・第12条（登録の拒否）第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

d. 電気通信事業の届出（第16条）

イ. 電気通信事業を営もうとする者（第9条の登録を受けるべき者を除く。）は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

ロ. 同届出をした者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

e. 承継（第17条）

イ. 電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人は、電気通信事業者の地位を承継する。

ロ. 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

f. 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

g. 基礎的電気通信役務の届出契約約款（第19条）

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

h. 提供条件の説明（第26条）

電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、電気通信役務の提供を受けようとする者と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

i. 電気通信業務の休止及び廃止の周知（第26条の4）

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。

j. 苦情等の処理（第27条）

電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

k. 禁止行為等（第30条）

イ．総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が四分の一を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を次に掲げる規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

ロ．指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- ・その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- ・他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

ハ．総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第1項の規定により指定された電気通信事業者又は第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

二．第1項の規定により指定された電気通信事業者及び第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

1. 電気通信回線設備との接続（第32条）

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- ・電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- ・当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- ・前2号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

m. 第二種指定電気通信設備との接続（第34条）

イ．総務大臣は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が十分の一（前年度末及び前々年度末における割合の合計を2で除して計算。）を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

ロ．第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

n. 外国政府等との協定等の認可（第40条）

電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

o. 事業の認定（第117条）

電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定（土地の使用）の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

p. 欠格事由（第118条）

次の各号のいずれかに該当する者は、前条（事業の認定）第1項の認定を受けることができない。

- ・この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・第125条（認定の失効）第2号に該当することにより認定がその効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者又は第126条（認定の取消し）第1項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・法人又は団体であって、その役員のうちの前2号のいずれかに該当する者があるもの

q. 変更の認定等（第122条）

認定電気通信事業者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

r. 承継（第123条）

イ. 認定電気通信事業者たる法人が合併又は分割をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

ロ. 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の全部の譲渡をしたときは、当該認定電気通信事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

s. 事業の休止及び廃止（第124条）

認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

t. 認定の取消し（第126条）

総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- ・第118条（欠格事由）第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- ・第120条（事業の開始の義務）第1項の規定により指定した期間（同条第3項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業を開始しないとき。
- ・前2号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

電波法

a. 無線局の開設（第4条）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

b. 欠格事由（第5条第3項）

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- ・この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・第75条第1項又は第76条第4項（第4号を除く。）若しくは第5項（第5号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・第27条の16第1項（第1号を除く。）又は第6項（第4号及び第5号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・第76条第6項（第3号を除く。）の規定により第27条の21第1項の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

c. 免許の申請（第6条）

無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- ・ 目的
- ・ 開設を必要とする理由
- ・ 通信の相手方及び通信事項
- ・ 無線設備の設置場所
- ・ 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- ・ 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）
- ・ 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日
- ・ 運用開始の予定期日
- ・ 他の無線局の第14条第2項第2号の免許人又は第27条の26第1項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

d. 変更等の許可（第17条）

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

e. 免許の承継等（第20条）

- イ. 免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。
- ロ. 免許人たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。
- ハ. 免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡をしたときは、譲受人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

f. 無線局の廃止（第22条）

免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

g. 免許状の返納（第24条）

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1か月以内にその免許状を返納しなければならない。

h. 登録の取消し等（第24条の10）

総務大臣は、登録検査等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- ・ 第24条の2第5項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- ・ 第24条の5第1項又は第24条の6第2項の規定に違反したとき。
- ・ 第24条の7第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。
- ・ 第10条第1項、第18条第1項若しくは第73条第1項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽って通知したこと又は同条第3項に規定する証明書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ・ その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行ったとき。
- ・ 不正な手段により第24条の2第1項の登録又はその更新を受けたとき。

i. 目的外使用の禁止等（第52条）

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

j. 目的外使用の禁止等（第53条）

無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。

k. 目的外使用の禁止等（第54条）

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。

- ・ 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
- ・ 通信を行うため必要最小のものであること。

l. 目的外使用の禁止等（第55条）

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。

m. 混信等の防止（第56条）

無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。

n．秘密の保護（第59条）

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条第1項又は第164条第3項の通信であるものを除く。第109条並びに第109条の2第2項及び第3項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

o．検査（第73条）

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等を検査させる。

p．無線局の免許の取消等（第76条）

イ．総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

ロ．総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて、包括免許又は第27条の32第1項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができる。

ハ．総務大臣は、前2項の規定によるほか、登録人が第三章（無線設備）に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、3か月以内の期間を定めて、その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止することができる。

ニ．総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- ・正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
- ・不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。
- ・第1項の規定による命令又は制限に従わないとき。
- ・免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。

ホ．総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。

- ・第27条の5第1項第4号の期限（第27条の6第1項の規定による期限の延長があったときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
- ・正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
- ・不正な手段により包括免許若しくは第27条の8第1項の許可を受け、又は第27条の9の規定による指定の変更を行わせたとき。
- ・第1項の規定による命令若しくは制限又は第2項の規定による禁止に従わないとき。
- ・包括免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。

ヘ．総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- ・不正な手段により第27条の21第1項の登録又は第27条の26第1項若しくは第27条の33第1項の変更登録を受けたとき。
- ・第1項の規定による命令若しくは制限、第2項の規定による禁止又は第3項の規定による命令、制限若しくは禁止に従わないとき。
- ・登録人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。

ト．総務大臣は、前3項の規定によるほか、電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許人等が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許等を取り消すことができる。

- ・電気通信事業法第12条第1項の規定により同法第9条の登録を拒否されたとき。
- ・電気通信事業法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により同法第13条第1項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が無線局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）。

チ．総務大臣は、第4項（第4号を除く。）及び第5項（第5号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき並びに第6項（第3号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であった者が受けている他の無線局の免許等又は開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定を取り消すことができる。

非対称規制の整備

2001年6月22日に公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」では、電気通信事業者の市場支配力に着目し、市場支配力の有無で個々の電気通信事業者への規制内容が決まる非対称規制を導入する措置が講じられました。

市場支配力を有する電気通信事業者には、反競争的行為を防止、除去するための規制が導入される一方で、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定の認可制等が一定の条件のもとで届出制に緩和される措置が講じられました。

また、これにともない、2001年11月30日には、市場支配的な電気通信事業者の禁止される具体的な行為等を明確化した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が、総務省と公正取引委員会の共同で策定されました。

なお、こうした非対称規制は移動体通信事業分野にも導入され、当社の設備が第二種指定電気通信設備として指定を受け、接続約款の届出が義務づけられました。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) KDDI株式会社 (注)1	東京都新宿区	141,852	パーソナル事業 ビジネス事業	被所有 53.5	通信設備の購入及び賃借、保守。 携帯端末の仕入。 業務委託回線の提供。 役員の兼任あり。 資金貸付あり。
(連結子会社) OTNet株式会社 (注)2	沖縄県那覇市	1,184	電気通信事業	77.5	通信設備の賃借、保守。 業務委託回線の提供。 役員の兼任あり。 資金借入あり。
沖縄セルラーアグリ & マルシェ株式会社	沖縄県那覇市	10	農産物生産、販売事業 観光事業 ホームページ制作、WEB システム構築事業	100.0	業務委託。 資金貸付あり。
沖縄セルラーみらい クリエイティブ株式会社	沖縄県那覇市	30	ソリューション事業 コールセンター事業 訪問サポート事業 キャッシュレス事業 教育事業	51.0	業務委託。

- (注) 1. 有価証券報告書を提出しております。
 2. 特定子会社に該当しております。
 3. 「資本金(百万円)」の欄は百万円未満を四捨五入しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
電気通信事業	521 (145)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループから当社グループ外への出向者を除いております。)であり、臨時雇用人員は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループの事業セグメントは電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
325 (64)	39.2	9.7	7,236,404

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(社外から当社への出向者35名を含み、当社から社外への出向者13名を除いております。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (男性の賃金に対する女性の賃金の割合) (注)1.			
		全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者	
15.1	100.0	74.8	72.8	79.0	

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注)1.	男性労働者の育児休業 取得率 (%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (男性の賃金に対する女性の賃金の割合) (注)1.			
			全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者	
OTNet株式会社	6.7	133.3	67.8	66.4	88.7	

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社および沖縄セルラーみらいクリエイト株式会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、事業環境の急速な変化と高度化・多様化するお客さまのニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、モバイル事業における付加価値の向上に努め、高品質なサービスを低廉な料金で提供し社会の発展に貢献するとともに、お客さまに満足していただける企業、親しみと尊敬に値する企業を目指してまいります。

また、キャッシュ・フローを重視した高収益企業体質を構築することにより、株主および投資家の皆さまにとって魅力ある企業となるよう努めていくことを会社経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な経営戦略、経営環境及び対処すべき課題

当社は、創業以来、沖縄県民の皆さまからの支えにより、持続的な成長を実現してまいりました。今後、更なる成長を目指すフェーズに入りましたが、不安定な世界情勢やお客さまニーズの多様化など、事業を取り巻く環境は激しく変化しております。また、人々の暮らしやビジネスの中で、デジタル化の流れは加速しており、通信事業の役割がますます重要になっています。

このような事業環境の変化を踏まえ、今後も持続的な成長を実現するため「中期経営計画2025年度-2030年度」を発表しました。本業を通じてさまざまな社会の課題解決に貢献するため、当社が優先的に取り組むべき課題として7つの重要課題（マテリアリティ）を特定しています。持続可能な社会の成長に貢献し、中長期的な企業価値の向上と、今後も更なる発展と沖縄の経済を牽引する企業となれるよう取り組んでまいります。



< 中期経営計画（2025年度 2030年度） >

中期経営計画では、「新たな価値でこの島の未来を豊かにする 地元で全力！ 沖縄セルラー」というビジョンにむけ、セルラー6X（siks）経営を推進し、コア事業の安定成長に加え、成長領域を飛躍的に伸ばしてまいります。

セルラー6X（siks）経営

予測不能な時代でも機能する成長基盤を構築し、沖縄に社会変革を起こすよう以下6つのXで経営を推進してまいります。

1. CX(カスタマーエクスペリエンス)
カスタマーセントリックな戦略・施策の実践
2. EX(エンプロイーエクスペリエンス)
DXとDayXによる主体性あふれる職場環境の実現
3. DX(デジタルトランスフォーメーション)
DX推進による生産性向上
4. DayX(デイトランスフォーメーション) 当社の造語
新しい「はたらき型」をデザインし創造性向上
5. SX(サステナビリティトランスフォーメーション)
沖縄の成長と共に稼ぐ力を中長期的に向上
6. GX(グリーントランスフォーメーション)
沖縄の豊かな自然の保全と新たな事業創出

事業戦略

<コア事業>

「選ばれ続けるブランド」に向け、すべての顧客接点の品質向上や新たな顧客体験の創出など、地域密着の施策展開を行ってまいります。また、通信ネットワークについては、「移動中」でも「離島」でも「リアルタイム」につながる世界を構築してまいります。

<成長領域>

成長領域の売上目標として2030年度に300億円規模を目指しています。auでんき事業は、小売電気事業へ参入し、ビジネス事業については地域社会のデジタル化推進やスマート街づくりによって飛躍的成長を目指してまいります。

財務目標

当社は、2030年度までに累計360億円規模の設備投資と成長に向けた戦略投資を実施し、経営目標である「3増(増収、増益、連続増配)」・「配当性向40%超」を達成し続け、持続的な成長を実現してまいります。中期経営計画で掲げている「30年度 営業収益1,000億円、EPS340円超(24年度比+30%超)」という目標については今後も更なる成長を目指し、資本効率化や利益成長に取り組んでまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、継続的な成長を実現するために、主な経営指標として営業収益、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、フリー・キャッシュ・フローを掲げており、これらの指標の変化に加え、利用者の動向を示す指標として各サービスの純増数、マルチブランド総合収入等を重視しております。

(4) 経営環境

通信業界においては、人々の暮らしやビジネスの中で、デジタル化の流れは加速しており、通信の役割がますます重要になっています。

また、昨年末には電気通信事業法に関するガイドラインが改正され、スマートフォンの端末割引に関する新たな規制の導入や、新規契約者に対する通信料金割引の規制の緩和が始まるなど経営環境は大きく変化しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、サステナビリティを包含する「セルラー6X (sixs) 経営」を根幹とし、「新たな価値でこの島の未来を豊かにする 地元に全力! 沖縄セルラー」というビジョンにむけ、コア事業の安定成長に加え、成長領域を飛躍的に伸ばしてまいります。

ガバナンス

セルラー6X推進プロジェクト

当社グループでは、CX、DX、DayX、EX、GX、SXの各部会を設置し、代表取締役社長を統括責任者とする「セルラー6X推進プロジェクト」を通じて、全社的な経営戦略の推進を図っています。同プロジェクトでは、常勤役員会の下部組織として各部会が、サステナビリティを含む重要課題に取り組んでいます。プロジェクトの進捗状況および主要施策については、常勤役員会において業務執行に関する事項として審議・決定され、その内容は定期的に取締役会へ報告されます。取締役会は、これらの報告を受けて適切に監督を行う体制を整えています。

戦略

7つの重要課題（マテリアリティ）

当社が優先して取り組む重要課題として事業活動に関わるさまざまな課題の中から、「ステークホルダーの評価や意思決定への影響」と「自社が沖縄の社会・環境・経済に与えるインパクト」の2つの視点のもと取り組みの検証を行い、以下7つのマテリアリティ（重要課題）を特定しております。

1. 通信を核とした協働・共創によるイノベーションの推進
2. 安心安全で豊かな社会の実現
3. 事業を通じた、沖縄の社会課題解決
4. 沖縄のネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの推進
5. 多様かつ高度な人財の育成と働きがい・働きやすさの実現
6. ガバナンス強化による経営基盤強化
7. ステークホルダーのエンゲージメント向上

持続可能な社会の成長に貢献し、中長期的な企業価値の向上と、今後も更なる発展と沖縄の経済を牽引する企業となるよう取り組んでまいります。

リスク管理

当社のアプローチ（リスクマネジメント・内部統制の考え方）

企業を取り巻くビジネス環境が常に変化する状況において、企業が直面するリスクも多様化・複雑化しています。当社は、事業を継続し社会への責任を果たしていくため、リスクマネジメントの強化を重要な経営課題と認識し、経営目標の達成に対し影響を及ぼす原因や事象を「リスク」と位置づけ、グループ全体でリスクマネジメント活動を推進しています。

リスクマネジメント・内部統制活動

当社は、リスクマネジメント活動を一元的に推進する体制を整えています。代表取締役社長を「内部統制統括責任者」とし、リスクマネジメント部が「内部統制事務局」を担います。内部統制統括責任者のもと、内部統制システムの整備・運用およびリスクマネジメント活動を推進するとともに、リスクが発現しにくい企業風土を醸成するための業務品質向上活動を展開しています。

リスクマネジメント活動サイクル

当社は、会社の危機を未然に防ぐためには、その予兆を把握し、事態が悪化する前に対策を講じることが重要という認識のもと、リスクマネジメント活動のPDCAサイクルを構築しています。また、リスクの発現時には迅速かつ適切な対応がとれる危機管理体制を整備しています。

リスク特定プロセス

当社は、リスク情報を定期的に洗い出し、会社事業に重大な影響を与えるリスクを重要リスクと位置付け、これらの重要リスクの発現およびその発現した際の影響を可能な限り低減するための対応策を検討し、対策を講じています。2024年度は、経営目標を確実にするために、過去に顕在化した課題のほか、事業環境の変化を踏まえ、重要リスク23項目を重点に、リスクの予見、重要リスクの低減活動およびリスクアプローチによる内部監査を実施しています。情報セキュリティ活動においても、グループ会社の基準を統一し、グループ全体で情報セキュリティレベルの向上を推進するとともに、情報セキュリティリスクの低減を図っています。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役に於て決議し、対外的に公表しています。会社業務の執行の公正性、透明性および効率性を確保するとともに、企業クオリティを向上すべく、実効性のある内部統制システムの整備を図っています。

内部統制報告制度（J-SOX）への対応

2008年度から適用された金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応として、財務報告の信頼を確保すべく、当社および連結子会社1社に対して、内部統制評価を実施しました。評価結果については内部統制報告書として取りまとめ、2025年6月に内閣総理大臣に提出し、投資家の皆さまに開示しています。

業務品質向上活動

当社は、DX部会が推進役となり、社内のDX化、業務の効率化、標準化を図りながら、業務の質を高める業務品質向上活動に取り組んでいます。優秀で意欲的な業務改善案件に対して表彰する制度「社内DXコンテスト」を導入し、従業員一人ひとりの業務品質に対する意識・モチベーションの向上を図っています。さらに、業務品質の向上と生産性・効率性の向上を両立させる取り組みとして、RPA（Robotic Process Automation）に係るシステム環境および体制（制度・教育）を整備し、全社でのRPA導入を推進しています。

業務品質向上の浸透活動

- 社員向けの活動報告及び共有
- 表彰制度の実施

(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は以下のとおりであります。

- 気候変動への対応
- 生物多様性への対応
- 人的資本・多様性への対応

それぞれの項目に係る当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

気候変動への対応

気候変動については、TCFDフレームワークに準拠して記載いたします。

(a) ガバナンス

・セルラー6X推進プロジェクト

当社は、サステナビリティに関する課題審議やKPIの進捗確認を組織的・効率的に実施するための機関として、代表取締役社長を統括責任者とする「セルラー6X推進プロジェクト」を設置しています。

セルラー6X推進プロジェクトでは、気候関連のリスク及び機会について確認および議論を行うとともに、監視・監督や報告事項の承認を行う責任を担っています。また、同プロジェクトは四半期毎に開催され、内容を取締役会に報告し、取締役会は重要な課題や取り組みに対する施策実施の監督および指示を行っています。

・GX部会

セルラー6X推進プロジェクトの実行部隊としてカーボンニュートラル達成に向けた取り組みを「GX部会」の中で推進しております。気候変動に関するリスク・機会の分析や対応策などの検討を実施し、検討結果は6セルラー6X推進プロジェクトでの審議を経て取締役会へ報告しています。

(b) 戦略

当社は、地球温暖化対策の重点課題として、COP21（国連気候変動枠組条約締約国会議）で採択された「パリ協定」の長期目標や政府の地球温暖化対策および沖縄県の脱炭素社会実現に向けた「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を踏まえ、2021年5月にクリーンエネルギーロードマップ2030を制定し、「2030年度までにCO2排出を実質ゼロ」にする目標を公表しました。

シナリオ分析では、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表するシナリオや文部科学省・気象庁「日本の気候変動2020」等も参考にして、「パリ協定」の目標である2シナリオ（産業革命前からの全世界の平均気温の上昇を2未満に抑えることを想定）と4シナリオ（気候変動対策が何らされず世界の温室効果ガスが現在より増加）の2つの分析を行いました。

シナリオ分析

シナリオ分析の結果、2シナリオの重要リスクであるエネルギー価格の高騰は、長期的に続くことが想定されるため、継続的な省エネ化・脱炭素化の取り組みを計画、実施します。4シナリオによる気温上昇、異常気象に伴うエネルギー消費量の増加や災害の激甚化・頻度上昇での影響を受けるリスクに対しては、BCP計画の随時見直しと定期訓練実施による影響の極小化に取り組んでいきます。

2 シナリオ

リスク	リスク要因	事業への影響	対応策
移行リスク	<政策・法規制> GHG排出規制強化 炭素税導入	カーボンプライシングの導入による費用増加、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー等への転換等に関する法律」の導入による省エネ対策に要する支出の増加	・化石燃料電力から再生可能エネルギー電力への切り替えを計画 ・省エネ対策の導入
	エネルギー政策・需要・供給量の変化	・燃料価格高騰によるコスト増加 ・輸送コスト増加	化石燃料電力から再生可能エネルギー電力への切り替えを計画
	ステークホルダーからの脱炭素化への要求	クリーンエネルギーロードマップ2030の取り組み遅れや目標未達による評判の悪化やESG評価の低下	化石燃料電力から再生可能エネルギー電力への切り替えを計画
物理リスク	気温上昇	沖縄の気候は年平均気温が約1.4上昇が予想される	本シナリオでの当社事業への影響は想定内であり、資本コストと運用コストに大きな変更はない

4 シナリオ

リスク	リスク要因	事業への影響	対応策
移行リスク	エネルギーミックス	化石燃料に依存するため原油価格は2050年に+40%上昇し、それに伴い様々なエネルギー価格が高騰し、支出の大幅増となる	化石燃料電力から再生可能エネルギー電力への切り替えを計画
物理リスク	台風等の異常気象の激甚化と頻度上昇	台風の大型化、頻度上昇に伴う通信設備の故障・障害発生とそれによる運用コスト増加および事業中断等による収益の減少等	BCP計画の見直しと災害復旧訓練実施による影響の極小化
	暑熱の強度・頻度の増加	沖縄の年平均気温は約4.5上昇し、猛暑日、熱帯夜も大幅に増加するため、電力使用量の増加や通信設備等への対策コストの増加	高効率省エネ機器など対策の導入

(c) リスク管理

GX部会は、気候変動に関するリスクについて影響度と発生可能性を議論・検証し、主要なリスクと機会を特定して管理していきます。管理対象のリスクは、関係する各主管部門においてリスク低減に関する定量的な年間目標を策定して進捗の管理と評価を行います。進捗内容については、GX部会で議論・検証・共有を繰り返し、必要に応じて改善を図ります。改善内容や進捗は、セルラー6X推進プロジェクトと取締役会に報告します。

(d) 指標及び目標

当社は、グループ会社を含めた温室効果ガス排出量（Scope 1、2）を算出し、環境負荷の定期的、定量的把握を通じて、気候変動が当社に及ぼすリスクと機会の管理を行っています。以下の指標と目標を掲げ、KDDIと協力しながら温室効果ガス排出削減にむけた活動に取り組んでいきます。なお、当会計年度中の温室効果ガス排出量については集計作業中であることから、前年度（2023年度）分を掲載しています。

カテゴリー		2022年度排出量 (t-CO2)	2023年度排出量 (t-CO2)	目標
Scope 1	事業者自らによる温室効果ガスの直接排出	24	85	2030年度までに排出を実質ゼロ
Scope 2	他者から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出	13,763	12,497	2030年度までに排出を実質ゼロ

（注）2024年度温室効果ガス排出量については、現在集計中となっております。

生物多様性への対応

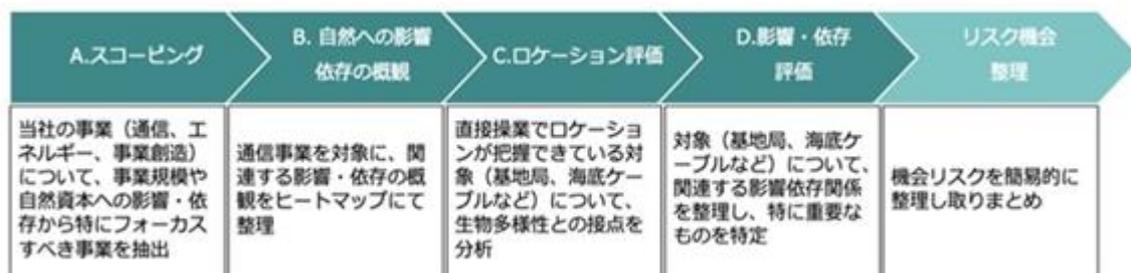
生物多様性については、TNFDフレームワークに準拠して記載いたします。

(a) ガバナンス

生物多様性に関するガバナンスは、「気候変動への対応 (a)ガバナンス」で述べたとおりです。

(b) 戦略

事業活動に関連する自然関連の依存・影響関係およびリスク・機会の把握を行ううえで、事業の重要性や自然との関係性から優先的に対処すべき事業分野を選定し（A.スコーピング）、選定した事業を細分化したうえで自然への影響依存を把握し（B.自然への影響依存の概観）、さらにロケーションの把握ができていない活動分野においてロケーションベースの評価を行い（C.ロケーション評価、D.影響・依存評価）、関連するリスク・機会を整理しました。



TNFDで推奨するLEAPアプローチに準拠して実施しており、特に操業エリアのうち自然資本の観点から重要なエリアを特定する「L（Locate：発見する）」を中心に実施しています。

ロケーション情報に基づく評価

事業規模が圧倒的に大きく、自然への依存・影響度も高い「通信事業」を主な評価対象として設定しました。基地局の設置、海底ケーブルの設置・運用、端末販売・契約（auStyle / auショップなどの営業所）について、ロケーション情報に基づき生物多様性などの重要性および自然との影響・依存関係を評価しています。

評価の結果、基地局については、離島（与那国、多良間、黒島等）や本島北部（比地、田港等）で特に生物多様性の重要性や完全性が高いことが示されました。また、基地局による陸域生態系利用の影響度、ならびに洪水・暴風害抑止への依存度が高い可能性が示唆されました。

海底ケーブルについては、九州南部から琉球列島周辺の海域は世界的に生物多様性の重要性が非常に高いエリアであり、特に陸揚げ局周辺の浅海域が、生物多様性の重要性が高いことが示されました。海底ケーブルの設置に伴う生態系への影響については、科学的な知見の蓄積が十分とは言えないため、今後も最先端の知見の収集を行い、注意深く影響把握に努めていきます。

営業所（auStyle / auショップなど）については、石垣島、本島南部（糸満）、北部、宮古島で特に生物多様性の重要性や完全性が高いことが示されました。また、多くの店舗が水消費や土壌・水質汚染、陸域生態系利用による生物多様性への影響度が高いエリアに位置していることが分かりました。

リスク整理結果

ロケーション情報に基づく評価結果や文献など既存情報に基づく調査結果をもとに、リスクを簡易的に整理した結果、基地局やケーブル、営業所の操業について、様々な関連するリスクが想定されることが明らかになりました。

当社では以下のような想定されるリスクに対し、生態系への影響を縮小するような対策やモニタリング、自然災害対策、生物多様性に関する普及啓発などを実施するとともに、今後も予防的な観点に立ち、最新の情報を注視しながら対策を進めていきます。

事業活動	影響・依存項目	リスク区分		時間軸	リスク概要	財務への影響	対応策
		物理	移行				
基地局設置	・生物多様性の重要性の高いエリアにおける基地局建設による陸域生態系への影響 ・洪水・暴風害防止機能への依存	物理	急性	短期・中期	森林・沿岸生態系などの劣化に伴う台風・土砂災害の拡大により基地局が被災するリスク	基地局が被災することによる復旧費用の増加	・生物多様性、防災・減災の観点から適切な区域での基地局設置 ・生物多様性の重要性が高い観点におけるモニタリング ・災害発生時の対応体制の構築（スターリンクの所有） ・基地局の小型化
		移行	評判	長期	基地局設置に伴う森林伐採、希少生物の生息地の復乱、景観悪化などによる批判・評判悪化リスク	・評判悪化に伴う売上の低下 ・必要に応じた自然再生・保全の実施費用の発生	
ケーブル設置	・海底ケーブル敷設工事等による底生生物など海域生態系への影響 ・津波など災害被害抑制機能への依存	物理	急性	短期・中期	森林・沿岸生態系などの劣化に伴う台風・土砂災害の拡大によりケーブルの損傷が発生するリスク	ケーブルが被災することによる復旧費用の増加	・生物多様性、防災の観点から適切な区域へのケーブル敷設 ・敷設時の汚濁防止フェンスの設置 ・生息地の回復状況や影響に関するモニタリング ・災害対策としてのループ状ネットワークの構築
		移行	評判	長期	海底ケーブル敷設に伴う海洋生態系復乱による批判・評判悪化	・評判悪化に伴う売上の低下 ・必要に応じた自然再生・保全の実施費用の発生	
端末販売・契約	端末販売の店舗建設による陸域生態系など土地利用変化への影響	法規制		長期	生態系破壊、汚染などに関する法規制強化	法規制強化対応コストの増大	・販売店舗での自然再生（今後検討） ・販売店舗での普及啓発活動（今後検討）
		評判		中期	店舗設置による生息地の改変による評判悪化	評判低下による売上低下	

(c) リスクの影響と管理

ロケーション評価及び影響・依存評価で検出された自然関連の重要なリスクへの対応策は、ガバナンスのパートで記載の通り、セルラー6X推進プロジェクトによって戦略展開され、取締役会の監督下で目標管理されています。

その他、自然関連リスク等の影響と管理について、取締役会、セルラー6X推進プロジェクト、GX部会で役割・権限、メンバー、頻度を定め、議論や報告、検討を行なっています。

(d) 指標及び目標

当社では「クリーンエネルギーロードマップ2030」に基づき、グループ会社を含めた温室効果ガス排出量（Scope 1、2）を算出し、環境負荷の定期的・定量的把握を通じて、気候変動が当社に及ぼすリスクと機会の管理を行っている他、水使用量、産業廃棄物発生量などをモニタリングしております。

カテゴリー	単位	2022年度	2023年度
水使用量（上水、中水、井水、下水、上下水）	m ³	19,011	20,075
産業廃棄物発生量	t	591	461

(注) 2024年度の水使用量・産業廃棄物発生量については、現在集計中となっております。

人的資本・多様性

(a) 戦略

当社グループに属するすべての会社で各種方針及び具体的な取り組みが行われているものではないため、当社グループにおける記載が困難です。このため、戦略及び方針については、当社のもを記載しております。

当社は、事業戦略を実行する人材の成長が会社の成長であり、会社の成長が沖縄県の発展に貢献すると考えています。当社が持続的に成長し、沖縄県の発展に貢献するために設定した7つの重要課題（マテリアリティ）の一つに「多様かつ高度な人財の育成」と「働きがい・働きやすさの実現」があります。これらを人的資本戦略の骨子として据え、「多様な人財が働きがいを持てる企業」への変革を目指します。重要課題解決のプロセス評価にあたっては、エンゲージメントサーベイによって現状をモニタリングし、適切な取り組みに繋げていきます。

< 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針 >

当社は今後、コアビジネスである通信事業を中核に様々な業種と連携し、沖縄県の課題を解決する企業への変革を目指しています。そのために新たな事業領域を推進していく多様な人材の獲得、育成が重要であると考えています。性別や年齢、障がいの有無などの違いはもちろんのこと、社員一人ひとりが持つ個性やこれまで培ってきた経験、発想など、それぞれの違いを尊重し、活かすことで新しい価値を生み出していきます。

(1) 採用者および採用手法の多様化

当社は、これまで中長期的な育成を踏まえて新卒採用を中心に人材獲得に取り組んできましたが、昨今の加速度的な事業環境の変化や事業領域の拡大、また業務内容の高度化・複雑化に適應するために、多様な人材の獲得が必要不可欠であると考えています。

キャリア採用による即戦力人材の獲得や新卒採用における初期配属確約コースの新設など、事業戦略と連動した効果的な採用手法を常に検討・実行することで、人材獲得力の強化を図っています。

(2) 全社員のキャリア開発

当社は、社員一人ひとりの経験・スキル・価値観・思考などの多様性を尊重した上で、社員のキャリア開発に取り組み、組織の成長に繋げていきます。

キャリア自己申告アンケートと上長によるキャリア面談を年1回全社員に実施し、希望者を対象にキャリアコンサルタント（国家資格）を保有する人事担当者や社外のキャリアコンサルタントの面談を受けることができる環境を構築しています。また、人事制度と連動した教育体系を構築・運用し、階層ごとの求める役割に沿って、Off-JT（集合研修）、Eラーニング、免許・資格取得など学習方法を社員自身が選択し、会社のビジョンやミッションと社員が自ら描くキャリアビジョンとを擦り合わせながら、社員が自律的に業務や能力開発に取り組めるように支援しています。

(3) DX人材の育成

経営基盤強化において重要施策と位置付ける社内DXの推進を目的として、役員を含め全社員がDX基礎研修の受講を通してスキルのボトムアップを目指します。また更に高度なDXコア専門スキルについては社員を選抜し育成を行い、各専門領域におけるプロフェッショナル人材の育成を目指します。2023年度より社内DXをさらに加速させるべく、入門者向けのAI Chatワークショップを開催しております。KDDIが構築した社内向けの生成系AIサービスを活用することでセキュアな環境を実現しつつ、実際の利用方法をハンズオンで体験することで業務効率化を推進しています。併せて、情報セキュリティ上の留意すべきポイントや利用ルールについても理解を深めてもらい、コンプライアンス意識の向上を図っています。

< 社内環境整備に関する方針 >

今後、多様な人材が活躍するためには、「働きやすさのさらなる追求」と「働きがいの創出」が重要であると考えます。社員一人ひとりのワークライフバランスに配慮しながら、持続的に能力を発揮できる環境を追求するとともに、社員の自発的な姿勢から生み出されるチャレンジや創意工夫などの付加価値を称賛・評価することで働きがいを創出していきます。それにより人材が定着・活躍することで、当社の持続的な成長や生産性向上を図っていきます。

当社は、人の健康とウェルビーイング（心身と社会的な健康）をサポートする建築や街区の環境を評価する「WELL Building Standard™ v2」（WELL認証 v2）の認証を2024年4月に県内で初めて取得しました。電動上下昇降機能付き天板でさまざまな姿勢に対応するデスクの導入や運動、休息スペースの設置、社員食堂でのカロリー、アレルギー表示など健康経営の取り組みが評価されました。オフィス環境を整備することにより、社員の働きやすさ、さらには働きがいの向上を目指しています。

すべての社員が働きがいを持って自律的に仕事と向き合い、一致団結して事業活動に取り組める組織風土を醸成し、更なるイノベーション創出に繋げていきます。

（１）年功序列型から成果評価型人事制度へ

当社は、2023年度より全面改定した人事制度（評価・報酬・等級制度）により、これまでの年功序列的な人事制度から役割等級に応じたチャレンジ・プロセス・実績を適切に評価した上で、最短1年で昇格可能な制度となりました。制度の効果的な運用や定着に向けて、評価者向けの説明会を複数回に分けて実施するとともに、評価時期ごとに人事担当者 と全評価者が参加するディスカッションの場も設けています。

制度の運用・定着により、社員が自らの意志で高い目標を立て、その達成に向けて創意工夫・改善を繰り返す意識を醸成していきます。また、評価の透明性を高め、成果を適正に報酬へと紐づけることで、社員の働きがい向上を目指します。

（２）価値観の共有（経営理念／フィロソフィ）

人材の多様性を促進する一方で、当社の存在意義や事業の目的を共有することを大切にしています。経営の理念に基づく「沖縄セルラー・コアバリュー」「沖縄セルラーフィロソフィ」の浸透を図るため、部門横断でグループを構成し、毎月コアバリュー・フィロソフィをテーマに意見交換の場を設け、事業の目的や行動指針の共有に努めています。また、理念の実践として、ピーチクリーン活動や台風時の無料充電サービスの提供、通信技術のお客様体験イベントとして2021年度より毎年実施している沖縄セルラー感謝祭の開催など、社員自らが発案者となり、地元に貢献するCSR活動を継続的に行っています。

（３）多様な働き方の実践

当社は、ワークライフバランスの実現や生産性向上を図るためテレワーク環境の更なる充実に取り組みます。強固なセキュリティが担保されたゼロトラスト型セキュリティ対応パソコンを配布することで、業務効率の向上を目指しています。また、社員アンケートから子育てや介護と仕事の両立に関する課題を洗い出し、2023年12月にフレックス制度を導入しました。

（４）女性の活躍支援

当社は、沖縄セルラーフィロソフィや行動指針においてダイバーシティに対する基本方針を定めています。社員同士が互いに支え合う組織風土、テレワーク環境の構築や柔軟な勤務体系の整備により、女性の育児休業取得後の復帰率は100%を維持しています。

採用においても、性別によらず優秀な人材の採用に取り組んできました。新卒採用の女性社員が出産・育児を経験しながらも着実にキャリアを積み、管理職への登用も進んでいます。女性管理職の構成比率については15%（2026年度までに）を目標値としており、今後も自社の課題を捉え、継続的な支援拡充を目指していきます。

（５）男性の育児休業・育児目的休暇の取得

男性の育児参加の推進を目的に、「育児目的休暇」新設など制度面の強化に加え、子育て中の社員座談会の実施やワークライフバランスを考える家事育児分担ワークショップを開催など社員同士のコミュニケーションを通じて新たな視点や気づきを得る機会を創出しています。

(b) 指標及び目標

当社グループに属するすべての会社で指標及び目標の設定が行われているものではないため、当社グループにおける記載が困難です。このため、指標に関する目標及び実績は、当社のものを記載しております。

戦略及び方針	指標	2024年度 (目標)	当事業年度 (実績)
人材育成方針	新卒採用人数	8人	10人
	キャリア採用人数	26人	25人
	DX基礎研修受講者数(累計) (注)	370人	370人
	DXコア専門スキル研修 受講者数(累計)	85人	101人
	女性の育児休業取得後の 復帰率	100%	100%
社内環境整備方針	ゼロトラスト型セキュリティ 対応パソコン配布率	100%	100%
	女性の育児休業取得後の 復帰率	100%	100%
	男性の育児休業・育児目的 休暇の取得率	100%	100%

(注) 当初目標371人から、期中退職者1人を除いて目標数値を記載しております。

3【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

また、現時点では必ずしもリスクとして認識されない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

当社は、リスクマネジメント活動を一元的に推進する体制を整えています。また、グループ全体の持続的な成長を実現するため、当社のみならず子会社を含めグループ全体でのリスクマネジメントの推進に取り組んでいます。当社は、会社の危機を未然に防ぐためには、その予兆を把握し、事態が悪化する前に対策を講じることが重要という認識のもと、リスクマネジメント活動のPDCAサイクルを構築しています。また、リスクの発見時には迅速かつ適切な対応がとれる危機管理体制を整備しています。当社グループは、これらのリスクによる問題発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の適時適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限られるものではありませんのでご留意ください。

(1) 他の事業者や他の技術との競争、市場や事業環境の急激な変化

当社を取り巻く環境は、競争促進政策の強化や異業種からの新規参入に伴い、通信各社のサービス・料金プランが多様化し、経営環境は大きく変化しております。

このような市場環境の中、当社は、沖縄県において約5割のシェアを持つモバイル事業、3割のシェアを持つFTTH事業を基盤とし、沖縄電力と協業してサービス提供しているau でんきなどの非通信事業を組み合わせた総合力でお客さまのニーズに応えてまいります。

当社グループはお客さまに向けたサービス内容の拡充に努めておりますが、他の事業者や他の技術との競争、市場や事業環境の急激な変化により、主に以下の事項に不確実性が存在し、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・当社グループの期待通りの需要が存在するかどうか
- ・当社グループの期待通りに契約数を維持拡大できるかどうか
- ・人口減少、高齢化に伴い期待通りの収入をあげられるかどうか
- ・新規事業への参入等により期待通りの収入をあげられるかどうか
- ・競争激化に伴う料金値下げによる通信料収入の低下、販売コミッションやお客さま維持コストの増大
- ・契約者のサービス利用頻度が下がることによる通信料収入の低下
- ・不測の事態が発生した場合であってもネットワーク及びコンテンツの品質等がお客さまの満足度を維持できるかどうか
- ・他の事業者と比較して、常により魅力のある端末やコンテンツ等の商品、サービスを提供できるかどうか
- ・物販事業拡大に伴う商品不具合への対応
- ・端末の高機能化等に伴う端末価格の上昇、販売コミッションの増加
- ・迷惑メール、主にスマートフォンのセキュリティ脆弱性がもたらす脅威によるお客さま満足度の低下や防止対応コストの増加
- ・新周波数対応による基地局建設やデータトラフィック急増に伴うネットワークコストの増加
- ・当社の必要に応じた周波数を獲得できるかどうか
- ・新たな高速データ無線技術による競争激化
- ・通信方式、端末、ネットワーク、ソフトウェア等における特定技術への依存による影響
- ・無料通話アプリ等の拡大に伴う音声通話料収入の縮小
- ・他の電気通信事業者との接続料金値上げの可能性
- ・異業種との提携、固定通信と移動通信のセット販売、MNO、MVNO事業者の新規参入、他事業者の事業領域の拡大等の事業環境の変化に伴う競争の激化
- ・為替相場の急激な変動
- ・au でんきにおける燃料価格の著しい変動に伴う燃料費調整制度の影響
- ・日本国内における人件費や建設費、物価の高騰に伴う仕入れコスト等の増加
- ・米国新政権による関税措置をはじめとする政策動向、またそれらを受け金融市場や各種産業へ与える影響

(2) 通信の秘密及び顧客情報の不適切な取り扱いや流出、及び当社の提供する製品・サービスの不適切な利用等

近年、サイバー攻撃でのウイルス感染により、重要な機密情報が外部流出する事故が多数発生しており、大きな社会問題となっています。また、携帯電話等の通信サービスを利用した振り込め詐欺、迷惑メールの送信等の犯罪も問題化しております。

当社は取り扱う情報資産の保護、管理に関して、内部からの情報漏洩防止、及び外部ネットワークからの不正侵入の防止に関わる全社対応策の策定と対応を実施しております。顧客情報を管理している顧客情報システムの利用権限の管理、利用監視の強化、アクセスログの保存、社内データの持出や業務パソコンから外部メモリーへのコピーの禁止等、技術的、組織的、人的の観点から各種安全管理措置を強化しております。これらの啓発活動として、当社全社員に対して継続的に教育を行い、また、業務委託先、特にau・UQ販売店に対して店舗業務の改善、監査、並びに教育を徹底し、管理強化を図っております。

また、お客さまに安心・安全に製品・サービスをご利用いただくための取り組みとして、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等に基づき、未成年のご契約時は原則としてフィルタリングサービスの実装するとともに、フィルタリングサービスの利便性向上や認知度向上にも積極的な取り組みを実施しております。また、振り込め詐欺、迷惑メールの送信等の犯罪対策として、支払方法の制限による本人確認強化、契約回線数の制限による大量不正契約防止、本人確認が行えない回線の契約者情報の携帯事業者間での共有・審査の強化、振り込め詐欺などの特殊詐欺に利用された固定電話番号等の捜査機関からの要請に対しての停止措置などを実施しております。

このように個人情報・顧客情報については社内管理体制を整備し、社員及び業務委託先等の個人情報・顧客情報に対する意識を高めるよう全社を挙げて取り組んでおりますが、これらの取り組みにもかかわらず、従業員の故意・過失、または悪意を持った第三者によるサイバー攻撃等により、通信の秘密及び顧客情報の漏洩、サービスの停止・サービス品質が低下した場合、もしくは、当社の提供する製品・サービスが不適切に利用された場合、当社グループのブランドイメージや信頼性の失墜、莫大な補償・課徴金を伴う可能性があります。また、将来的に通信の秘密及び個人情報・顧客情報保護、サイバー攻撃への防護体制の整備のため、更なるコストの増加につながり、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 通信障害・自然災害・事故等

当社グループは音声通信、データ通信等のサービスを提供するために、国内外の通信ネットワークシステム及び通信機器等に依存しております。ネットワークシステムや通信機器の障害などによるサービスの停止が発生した場合、当社グループのブランドイメージや信頼性の失墜、顧客満足度の低下により財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは通信障害・自然災害・事故等によるサービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止対策に取り組んでおります。具体的には、災害時においても通信サービスを確保できるよう、防災業務実施の方針を定め、災害に備えた対策を図り、関係機関と密接な連絡調整を行っています。災害が発生した場合には、各社組織の各機能を最大限に発揮して24時間365日、通信の疎通確保と施設の早期復旧に努めております。

しかし、ネットワークシステムや通信機器の障害などによるサービスの停止や大規模な誤請求・誤課金、販売代理店の閉鎖や物流の停止に伴う商品・サービスの提供機会損失・SNSなどの媒体を通じた風評被害等が発生した場合、当社グループのブランドイメージや信頼性の失墜、顧客満足度の低下により財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

長期化するウクライナ情勢により、世界的にエネルギー供給は不安定な状況が続いており、エネルギー価格の高騰による各種原材料の高騰が懸念されます。今後の動向次第で当社グループの経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのサービスの提供が停止する主な事由として以下のものが考えられます。

- ・地震及び津波、台風、洪水等の自然災害やそれに伴う有害物質の飛散等の二次災害
- ・感染症の世界的流行（パンデミック）
- ・戦争、テロ、事故その他不測の事態
- ・電力不足、停電
- ・コンピューターウイルス、サイバーアタック、ハッキング
- ・オペレーションシステムのハード、ソフトの不具合
- ・通信機器等の製品やサービスに係る欠陥

(4) 電気通信事業等に関する法規制、政策決定等

電気通信や割賦販売等に関する法律、規制の改廃または政策決定等が、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループのブランドイメージや信頼性に悪影響を与える社会的問題を含め、こうした法規制や政策決定等に対して当社グループは適切に対応していると考えておりますが、将来において適切な対応ができなかった場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の競争政策の在り方について、総務省等における様々な審議会や研究会、意見募集等を通じて、他の電気通信事業者等との公正競争を有効に機能させるための措置の必要性を訴えておりますが、この取り組みに関わらず結果として当社の競争優位性が相対的に損なわれた場合にも、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

その他、電気通信事業等に関する法律、規制の改廃または政策決定や当社グループの競争優位性等の観点で、主に以下の不確実性が存在しています。

- ・事業者間接続料金の算定方式、会計制度の見直し
- ・指定電気通信設備制度、禁止行為規制の見直し
- ・ユニバーサルサービス制度の見直し
- ・MNO、MVNO等による移動通信事業への新規事業者参入
- ・周波数割り当て制度の見直し
- ・電波利用料制度の見直し
- ・電波の健康への影響に関する規制
- ・NTT東・西の固定電話網のIP網への移行に関するルール
- ・NTTグループの事業の在り方に関する規制
- ・独占禁止法及びそれに関するルール
- ・消費者保護に関するルールの見直し
- ・有害サイトの増加等によるインターネットに対するルール規制
- ・電気通信サービスの利用に対する規制
- ・電気通信サービスの料金その他の提供条件に関するルール
- ・インターネットのサービス品質計測及び広告表示に関するルール
- ・電話リレーサービス制度の見直し
- ・電気小売の自由化に関するルール
- ・データ管理・利活用に関するルール
- ・経済安全保障の確保に関するルール

(5) 公的規制

当社グループは、通商、独占禁止法、特許、消費者、租税、為替、環境、リサイクル関連、労働、金融、電力等の法規制の適用を受けております。当社グループは、これらの法規制に係る情報を早期に収集し、必要な手続・対応をおこなっております。しかし、これらの規制が強化された場合や当社グループ及び業務委託先等において規制を遵守できなかった場合、当社グループの活動が制限され、コストの増加につながる可能性があります。

(6) 訴訟等

当社グループは、法令その他社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行っております。また、保有する商品、技術またはサービスに係る知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産権を侵害しないように努めています。しかし予期せぬ知的財産権を含む各種権利等の侵害を理由とする訴訟が提訴され、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、植物工場での水耕栽培による野菜の生産及び生産物の販売等を行う「植物工場事業」や、当社が運営するポータルサイトを活用した物品の販売などを行う「EC事業」を展開しております。これらの事業においては、安全性の確保を最優先事項として取り組んでおりますが、万一食中毒や安全衛生に関する事故、表示ミスによる商品事故等が発生した場合には、企業イメージの失墜や訴訟などによる損害賠償の支払い等によって、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保・育成

当社グループは、今後事業拡大に伴う適切な人員の増強、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、業容拡大に対して適切かつ十分な人材の確保及び育成または組織的な対応を迅速に行うことができない場合には、当社グループの業務に支障が生ずる可能性があります。また、将来的に人材投資コストが増加する可能性があります。

当社グループは法令に基づき適正な労務管理、働き方改革の推進に努めておりますが、将来において適切な対応ができなかった場合には、当社グループのブランドイメージや信頼性の失墜により、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 電気通信業界の再編及び当社グループの事業再編

国内外における電気通信業界の再編は、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、将来において当社グループの事業再編を行う可能性もありますが、この再編が当社グループに好影響を与えるかどうかの保証はありません。

当社グループは、小売電気事業へ参入する予定です。市場価格の変動によっては当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 減損会計

当社グループは、将来において、保有する固定資産等の使用状況等によっては、損失が発生する可能性があります。

(10) KDDI株式会社との関係

当社の親会社であるKDDI株式会社（2025年3月31日現在、当社の発行済株式総数の51.9%保有）は、多数株主として取締役の任免権など経営に影響を及ぼし得る立場にあります。

現在、当社はKDDI株式会社と同一のブランドを標榜し、自ら経営責任をもち独立して事業運営を行っておりますが、通信設備等の開発や運用、研究開発や端末の調達など、取引の多くをKDDI株式会社へ高く依存しており、KDDI株式会社の財政状態及び業績が何らかの原因により著しく低下した場合やKDDI株式会社の方針の変更等により当社事業への協力体制が著しく変更された場合、KDDI株式会社のブランドイメージや信頼が何らかの原因により著しく損なわれた場合には、当社グループの財政状態及び業績、今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。また、当社がKDDI株式会社に吸収合併されたり、完全子会社化された場合には、当社株主は当該株主としての地位の変更を余儀なくされる可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

わが国の経済は、雇用・所得環境が改善するなか、景気は一部に足踏みもみられますが、各種政策の効果もあり、緩やかに回復しております。ただし、継続的な物価上昇による個人消費の減速懸念や米国の通商政策をはじめとする政策動向の影響などにより、わが国の景気を下押しするリスクがあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社業務区域である沖縄県の経済におきましては、物価上昇が見られるものの個人消費は緩やかに増加しております。雇用・所得環境も緩やかに改善しており、観光産業含め県内景気は拡大基調となっております。

通信業界においては、人々の暮らしやビジネスの中で、デジタル化の流れは加速しており、通信の役割がますます重要になっています。また、昨年末には電気通信事業法に関するガイドラインが改正され、新規契約者に対する通信料金割引の規制が緩和されるなど経営環境は大きく変化しております。

このような情勢のもと、当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における当社のグループ会社を含めた経営成績は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	増減	増減率 （％）
営業収益	77,990	84,314	6,323	8.1
営業費用	60,976	66,553	5,576	9.1
営業利益	17,014	17,761	747	4.4
経常利益	17,188	17,927	739	4.3
親会社株主に帰属する 当期純利益	12,129	12,402	273	2.3

当期における営業収益については、au でんき売上や端末販売収入、ソリューション売上が増加したことなどにより、前期比6,323百万円増加（8.1%増）の84,314百万円となりました。

営業費用については、au でんき原価や端末販売原価、モバイル販売関連コストが増加したことなどにより、前期比5,576百万円増加（9.1%増）の66,553百万円となりました。

これらの結果、営業利益は前期比747百万円増加（4.4%増）の17,761百万円、経常利益は前期比739百万円増加（4.3%増）の17,927百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比273百万円増加（2.3%増）の12,402百万円となりました。

また、設備投資の状況については、高速データ通信サービスに係る設備及びモバイルサービスにおけるデータトラフィックの増加に伴う通信設備の増設、FTTHサービスに係る設備の拡張などを実施した結果、設備投資額は5,735百万円となりました。

当社グループは単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 なお、当社グループにおけるサービス別の実績は、次のとおりであります。

(モバイルサービス)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減	増減率 (%)
純増数	15,500	12,500	3,000	19.4
総契約数	677,600	690,200	12,500	1.8
端末販売台数	154,100	155,400	1,300	0.8
マルチブランド総合収入(百万円)	43,631	44,213	582	1.3
マルチブランド通信収入 (百万円)	36,703	36,801	97	0.3
マルチブランド付加価値収入 (百万円)	6,927	7,412	484	7.0

- (注) 1. 純増数、総契約数及び端末販売台数は百契約未満を四捨五入しており、増減は端数処理後の数値を記載しております。
2. 純増数、総契約数、端末販売台数については、au、UQ、povo、3ブランドにおけるスマートフォン、フィーチャーフォンの合計(ハンドセット)を記載しております。
3. マルチブランド: au、UQ、povoのモバイル3ブランドの総称
4. 付加価値: 自社・協業・補償サービス+決済手数料など

当期におけるモバイルサービスの状況につきましては、マルチブランド戦略の推進や、ネットワーク品質の向上など、お客さま重視のサービスに取り組んだ結果、前期と比較して総契約数が12,500契約増加(1.8%増)の690,200契約となりました。

マルチブランド総合収入は、前期比582百万円増加(1.3%増)の44,213百万円となりました。このうち、マルチブランド通信収入については、前期比97百万円増加(0.3%増)の36,801百万円となりました。マルチブランド付加価値収入については、前期比484百万円増加(7.0%増)の7,412百万円となりました。

(FTTHサービス)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減	増減率 (%)
純増回線数	5,200	4,800	400	7.7
累計回線数	124,300	129,100	4,800	3.9

- (注) 1. 純増回線数及び累計回線数は、auひかりちゅら、auひかりちゅらビジネス及びひかりゆいまーるなどの合計を記載しております。
2. 純増回線数及び累計回線数は百回線未満を四捨五入して表示しており、増減は端数処理後の数値を記載しております。

当期におけるFTTHサービスの状況につきましては、純増回線数は前期比400回線減少(7.7%減)となり4,800回線、累計回線数は前期比4,800回線増加(3.9%増)の129,100回線となりました。

(ライフデザインサービス)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減	増減率 (%)
純増件数	12,400	2,200	10,200	82.3
契約件数	75,000	77,200	2,200	2.9

- (注) 1. 純増件数及び契約件数は、au でんきの契約数を記載しております。
 2. 純増件数及び契約件数は百契約未満を四捨五入して表示しており、増減は端数処理後の数値を記載しております。

当期におけるライフデザインサービスの状況につきましては、純増件数は前期比10,200契約減少の2,200契約、契約件数は前期比2,200契約増加(2.9%増)の77,200契約となりました。

財政状態の状況

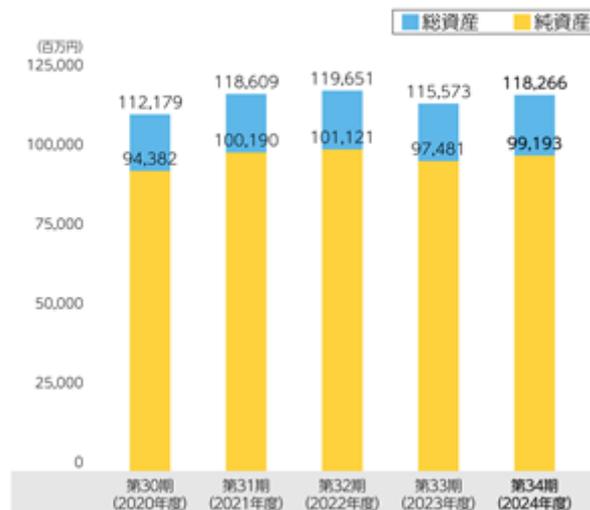
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)	増減	増減率 (%)
資産(百万円)	115,573	118,266	2,693	2.3
負債(百万円)	18,091	19,073	981	5.4
有利子負債(百万円)	44	11	33	74.6
純資産(百万円)	97,481	99,193	1,712	1.8
自己資本比率(%)	82.3	81.6	0.7ポイント	

当連結会計年度末の資産の合計は、前連結会計年度末と比較して2,693百万円増加(2.3%増)の118,266百万円となりました。

当連結会計年度末の負債の合計は、前連結会計年度末と比較して981百万円増加(5.4%増)の19,073百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産の合計は、前連結会計年度末と比較して1,712百万円増加(1.8%増)の99,193百万円となりました。

総資産・純資産



キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,330	15,092	3,761
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,913	3,573	8,487
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,346	11,174	5,171
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	101	343	445
現金及び現金同等物の期首残高	3,263	3,162	101
現金及び現金同等物の期末残高	3,162	3,506	343
フリー・キャッシュ・フロー	16,244	11,518	4,726

(注)フリー・キャッシュ・フローは「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「投資活動によるキャッシュ・フロー」の合計であります。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は3,506百万円となりました。
 なお、当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フローは11,518百万円となりました。
 当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローについては、法人税等の支払額が増加したことや未払金の増減額が減少に転じたものの、売上債権の増加額が前期に比べ減少したことなどにより、前連結会計年度と比較して3,761百万円収入が増加し、15,092百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローについては、有形固定資産の取得による支出が減少したものの、関係会社貸付けによる支出が増加したことや工事負担金等受入による収入が減少したことなどにより、前連結会計年度と比較して8,487百万円支出が増加し、3,573百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローについては、配当金の支払額が増加したものの、自己株式の取得による支出が減少したことなどにより、前連結会計年度と比較して5,171百万円支出が減少し、11,174百万円の支出となりました。

仕入及び営業の実績

a. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

品種別	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
携帯端末機器及び付属品	14,877	105.6

b. 営業実績

当連結会計年度の営業実績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業部門	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
電気通信事業	50,695	100.4
附帯事業	33,619	122.4
合計	84,314	108.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、本稿に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感などの将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、不確実性を内在、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご注意ください。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループは、特に当社の連結財務諸表の作成において使用される以下の重要な会計方針が、当社グループの重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

a. 固定資産の耐用年数及び償却方法

固定資産の耐用年数については適正に見積もっております。当連結会計年度末時点では新たに耐用年数及び償却方法の変更が必要な重要な資産はありません。なお、今後、市場、環境及び技術上の変化が急速に進展した場合、あるいは新たな法律や規制が制定された場合には、適正な見積りを実施した上で耐用年数及び償却方法を変更する可能性があります。

b. 固定資産の減損

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグループ化を行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

現時点では、当社グループに重要な含み損を抱える資産等はありませんが、今後、保有する固定資産等の使用状況等によっては、損失が発生する可能性があります。

c. 退職給付費用及び退職給付債務

退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、死亡率、退職率、予想昇給率などがあります。割引率は複数の社債利回りを基礎に算出しており、死亡率、退職率、予想昇給率は統計数値に基づいて算出しております。

実際の結果が前提条件と異なる場合、または変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される退職給付費用、退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に影響を及ぼします。

d. 引当金等

引当金については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準」に記載しております。

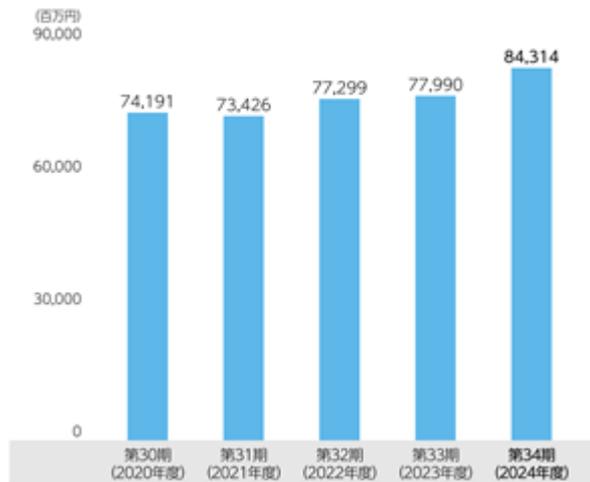
当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

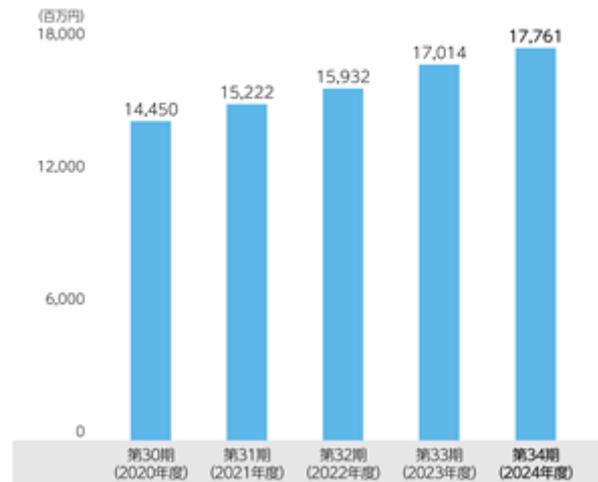
当連結会計年度における営業収益は84,314百万円となり、前期比6,323百万円増加となりました。営業利益は17,761百万円となり、前期比747百万円の増益、経常利益は17,927百万円となり、前期比739百万円の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は12,402百万円となり、前期比273百万円の増益となり、過去最高益を更新することができました。

(連結業績推移)

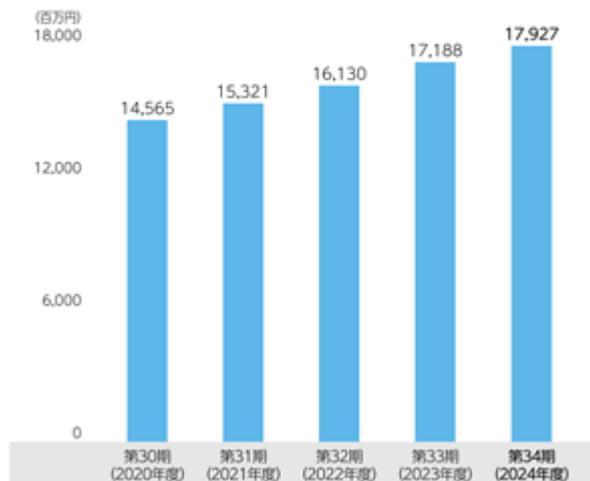
営業収益



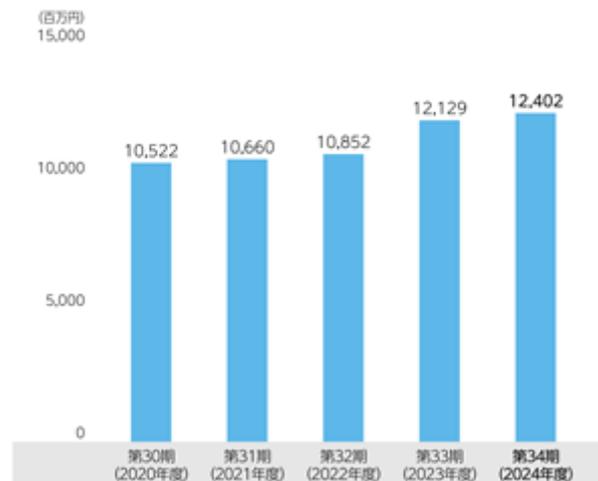
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



(営業収益)

当連結会計年度における営業収益は84,314百万円となり、前期比6,323百万円増加となりました。その主な増減要因は以下のとおりです。

増減要因

増加要因

・ 総契約数の増加

当連結会計年度末のモバイルサービスの総契約数は690,200契約となり、前期末比12,500契約増加(1.8%増)となりました。

・ 附帯事業営業収益の増加

au でんき売上や端末販売収入、ソリューション売上が増加したことなどにより、附帯事業営業収益は前期比6,144百万円増加となりました。

(営業費用)

当連結会計年度における営業費用は、au でんき原価や端末販売原価、モバイル販売関連コストが増加したことなどにより、前期比5,576百万円増加の66,553百万円となりました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は17,761百万円となり、前期比747百万円の増加となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は12,402百万円となり、前期比273百万円の増益となりました。

b. 財政状態の分析

(資産)

資産については、関係会社短期貸付金が減少したものの、売掛金や投資有価証券が増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して2,693百万円増加(2.3%増)の118,266百万円となりました。

(負債)

負債については、未払金が減少したものの、買掛金や契約損失引当金が増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して981百万円増加(5.4%増)の19,073百万円となりました。

(純資産)

純資産については、配当金の支払いや自己株式の取得があったものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上があったことなどにより、前連結会計年度末と比較して1,712百万円増加(1.8%増)の99,193百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は81.6%(前連結会計年度末は82.3%)となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

d. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、携帯端末機器及び付属品の購入費用のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであり、設備資金等の所要資金は自己資金で賄っております。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、資金調達に関し、低コストかつ安定的な資金の確保を基本に、財務状況や金融環境に応じ、最適と思われる調達手段を選択しております。

なお、当連結会計年度末におけるリース債務を含む有利子負債の残高は11百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は3,506百万円となりました。これらのいわゆる手元流動性残高につきましては、当社の財政状態及び金融環境に応じ変動しております。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、高速データ通信サービスに係る設備及びモバイルサービスにおけるデータトラフィックの増加に伴う通信設備の増設、FTTHサービスに係る設備の拡張などを実施いたしました。その結果、当連結会計年度の設備投資額は無形固定資産及び長期前払費用を含め5,735百万円となりました。

また、当社グループは、電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)										従業員数 (人)	
			機械 設備	空中線 設備	市外線 路設備	土木 設備	海底線 設備	建物 及び 構築物	機械及 び装置	車両	工具器 具及び 備品	土地 (面積㎡)		合計
本社他 (沖縄県那覇 市他)	電気 通信 事業	電気 通信 設備等	9,033	4,643	182	710	2,394	5,642	32	1	386	2,494 (53,331㎡)	25,521	325

(注) 帳簿価額には、建設仮勘定は含んでおりません。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)									従業員数 (人)
			機械 設備	端末 設備	市内線 路設備	土木 設備	建物	機械及び 装置	工具器具 及び備品	リース 資産	合計	
OTNet株式会社 (沖縄県那覇市)	電気通信 事業	電気通信 設備等	2,143	379	4,044	188	208	0	41	5	7,011	148

(注) 帳簿価額には、建設仮勘定は含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資につきましては、今後の既存サービスエリアの需要予測、通話品質・サービスの信頼性の向上及び投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	完了予定年月
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		
当社 OTNet株式会社	移動通信の基地局設備及び交換局設備、FTTHサービスに係る光インフラ設備等の新設及び増設	6,900	-	自己資金	2025年度中

(注) 当社グループは、電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2025年6月10日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	48,314,982	47,089,402	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	48,314,982	47,089,402	-	-

(注) 2025年5月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、2025年5月15日に自己株式1,225,580株の消却を行いました。これにより、発行済株式総数が1,225,580株減少し、47,089,402株となりました。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年5月18日(注)1	464,100	26,877,900	-	1,414	-	1,614
2022年10月1日(注)2	26,877,900	53,755,800	-	1,414	-	1,614
2023年5月18日(注)1	1,432,400	52,323,400	-	1,414	-	1,614
2023年8月9日(注)1	3,101,118	49,222,282	-	1,414	-	1,614
2024年5月15日(注)1	907,300	48,314,982	-	1,414	-	1,614

(注) 1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 株式分割(1:2)によるものであります。

3. 2025年5月15日付で自己株式の消却を行い、発行済株式総数が1,225,580株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	19	14	241	177	39	30,374	30,864	-
所有株式数(単元)	-	26,973	10,861	294,810	64,956	85	82,743	480,428	272,182
所有株式数の割合(%)	-	5.61	2.26	61.36	13.52	0.02	17.23	100	-

(注) 1. 自己株式1,225,580株は、「個人その他」に12,255単元、「単元未満株式の状況」に80株含まれております。

2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が38単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	25,071,582	53.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	1,187,300	2.52
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	944,000	2.00
琉球放送株式会社	沖縄県那覇市久茂地2丁目3番1号	944,000	2.00
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	BANKPLASSEN 2,0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO	762,200	1.62
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	565,704	1.20
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	462,900	0.98
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号	439,600	0.93
BNYMSA/NV FOR BNYM FOR BNYGCM CLIENT ACCOUNTS MLSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM	377,287	0.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS	369,630	0.78
計	-	31,124,203	66.10

(注) 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係わる株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,131,100 株
 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 392,500 株

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,225,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,817,300	468,173	-
単元未満株式	普通株式 272,182	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	48,314,982	-	-
総株主の議決権	-	468,173	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,800株(議決権の数38個)含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を含めて表示しております。
- なお、当該株式の議決権は不行使となっております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
沖縄セルラー電話 株式会社	沖縄県那覇市松山 一丁目2番1号	1,225,500	-	1,225,500	2.54
計	-	1,225,500	-	1,225,500	2.54

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

取締役に対する業績連動型株式付与制度の概要

当社は、2018年4月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下同じ。）へのインセンティブプランとして、当社取締役を対象とする役員報酬BIP信託（以下「BIP信託」といいます。）を導入することを決議し、2018年6月14日開催の第27期定時株主総会において導入を決議しております。

本制度につきましては、2024年7月26日開催の取締役会にて信託期間を延長し、金銭の追加拠出を決議しております。

1. BIP信託の概要

BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位および業績目標達成度等に応じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付する役員向けの株式報酬制度です。

2. 信託契約の内容

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ・ 信託の目的 取締役に対するインセンティブの付与
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ・ 受益者 取締役のうち受益者要件を満たす者
- ・ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ・ 信託契約日 2018年8月1日（2024年8月1日付で、「信託期間の延長に関する合意書」を締結）
- ・ 信託の期間 2018年8月1日～2027年9月30日
- ・ 制度開始日 2018年9月1日
- ・ 議決権行使 行使しないものとします。
- ・ 取得株式の種類 当社普通株式
- ・ 信託金の金額 500万円（信託報酬・信託費用を含む。）
2024年8月1日付で、信託期間の延長に伴い180万円を追加拠出
- ・ 株式の取得方法 株式市場から取得
- ・ 帰属権利者 当社
- ・ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。

3. 取締役に取得させる予定の株式の総数

1事業年度当たり7,500ポイント（1ポイントは1株とします。）

4. 本株式報酬制度による受益権及びその他の権利を受けることができる者の範囲

取締役のうち受益者要件を充足する者

従業員に対する業績連動型株式付与制度の概要

当社は、2018年4月25日開催の取締役会において、当社の管理職以上の従業員（以下「従業員」といいます。）へのインセンティブプランとして、当社従業員を対象とする株式付与ESOP信託（以下「ESOP信託」といいます。）を導入することを決議しております。

本制度につきましては、2024年7月26日開催の取締役会にて信託期間を延長し、金銭の追加拠出を決議しております。

1. ESOP信託の概要

ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした信託型インセンティブプランです。

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することによりESOP信託を設定します。

ESOP信託は予め定める株式交付規程に基づき従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を株式市場から取得します。その後、ESOP信託は、株式交付規程に従い、毎事業年度の役位および業績目標の達成度等に応じた当社株式等を、従業員の退職時に交付等を行うものです。

2. 信託契約の内容

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ・ 信託の目的 従業員に対するインセンティブの付与
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ・ 受益者 従業員のうち受益者要件を満たす者
- ・ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ・ 信託契約日 2018年8月1日（2024年8月1日付で、「信託期間の延長に関する合意書」を締結）
- ・ 信託の期間 2018年8月1日～2027年9月30日
- ・ 制度開始日 2018年9月1日
- ・ 議決権行使 行使しないものとします。
- ・ 取得株式の種類 当社普通株式
- ・ 取得株式の総額 100百万円（信託報酬・信託費用を含む。）
2024年8月1日付で、信託期間の延長に伴い154百万円を追加拠出
- ・ 株式の取得方法 株式市場から取得
- ・ 帰属権利者 当社
- ・ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。

3. 従業員に取得させる予定の株式の総数

66,103株

2025年3月31日時点で当該信託口が保有する株式数となります。

4. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

従業員のうち受益者要件を充足する者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年7月26日)での決議状況 (取得期間 2023年8月1日~2024年4月19日)	1,200,000	3,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	853,200	2,809,997,400
当事業年度における取得自己株式	54,100	189,910,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	292,700	92,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	24.39	0.00
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	24.39	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年5月8日)での決議状況 (取得期間 2024年5月20日~2025年4月18日)	1,600,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,224,000	4,999,986,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	376,000	13,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	23.50	0.00
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	23.50	0.00

(注)1. 2024年10月25日開催の取締役会において、取得し得る株式の総数を1,400,000株から1,600,000株に、株式の取得価額の総額を4,000,000,000円から5,000,000,000円に変更する決議を行っております。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年5月8日)での決議状況 (取得期間 2025年5月22日~2026年4月15日)	1,400,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	43,500	202,180,500
提出日現在の未行使割合(%)	3.11	4.04

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。
 2. 当期間における取得自己株式数及び価額の総額は約定ベースにて記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	92	373,780
当期間における取得自己株式	24	99,840

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	907,300	2,999,907,400	1,225,580	5,003,862,355
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,225,580	-	43,524	-

(注) 1. 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

2. 上記には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しており、今後の事業展開に備えるための内部留保や財務体質の強化を勘案しつつ、安定配当を継続的にを行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び今後の事業展開を勘案し、普通配当1株当たり64円00銭の配当予定としております。すでに1株当たり60円00銭の中間配当を行っておりますので、年間配当金は1株当たり124円00銭となり、当事業年度の配当性向（連結）は47.6%となる予定です。

内部留保資金につきましては、電気通信事業の公共性に鑑み、ネットワークの安全性・信頼性向上のための設備投資や、競争力を強化するための新サービス・新技術の開発に活用し将来の業績の向上を通じ、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年10月25日 取締役会決議	2,856	60.0
2025年6月12日 定時株主総会決議（予定）	3,013	64.0

(注) 1. 2024年10月25日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

2. 2025年6月12日定時株主総会決議予定による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレートガバナンスの強化は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための重要な課題であると考えており、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に賛同し、経営の効率化と透明性および公平性を担保し、迅速・果敢な意思決定を行う仕組みの充実に努めてまいります。

また、当社は、社是・経営の理念に加えて、役員・従業員が共有すべき考え方・価値観・行動規範として「沖縄セルラー・コアバリュー」及び「沖縄セルラーフィロソフィ」を制定し、会社全体での理念の共有活動を推進しています。

「コーポレートガバナンス・コード」の遵守と「沖縄セルラー・コアバリュー」・「沖縄セルラーフィロソフィ」の実践を、会社経営上の両輪として積極的に取り組むことにより、会社全体でコーポレートガバナンスの強化を進め、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会を設置しております。また、取締役及び監査役の選解任等及び取締役の報酬等に関する手続きの透明性・客観性を確保し、更なるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置しております。

取締役会は、代表取締役社長 宮倉康彰が議長を務めております。その他メンバーは代表取締役執行役員専務 丸米郁男、取締役執行役員常務 國吉博樹、取締役執行役員 上地球二、社外取締役 小祿邦男、社外取締役 阿波連光、取締役 田中孝司、取締役 中山朋子の取締役8名（うち社外取締役2名）（2025年6月10日現在）で構成され、法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督いたします。

なお、2025年6月12日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役9名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、取締役会は、代表取締役社長 宮倉康彰が議長を務め、その他のメンバーは代表取締役執行役員専務 丸米郁男、取締役執行役員常務 國吉博樹、取締役執行役員 上地球二、社外取締役 阿波連光、社外取締役 淵辺美紀、社外取締役 与儀達樹、取締役 高橋誠、取締役 中山朋子の取締役9名（うち社外取締役3名）で構成される予定であります。

監査役会は、常勤監査役 増田晴彦、社外監査役 安里昌利、社外監査役 嘉手苺義男、社外監査役 淵辺美紀の社外監査役3名を含む4名（2025年6月10日現在）で構成されており、監査役は取締役会に出席しております。また常勤監査役は、社内主要会議に出席し、取締役等の職務を監査いたします。

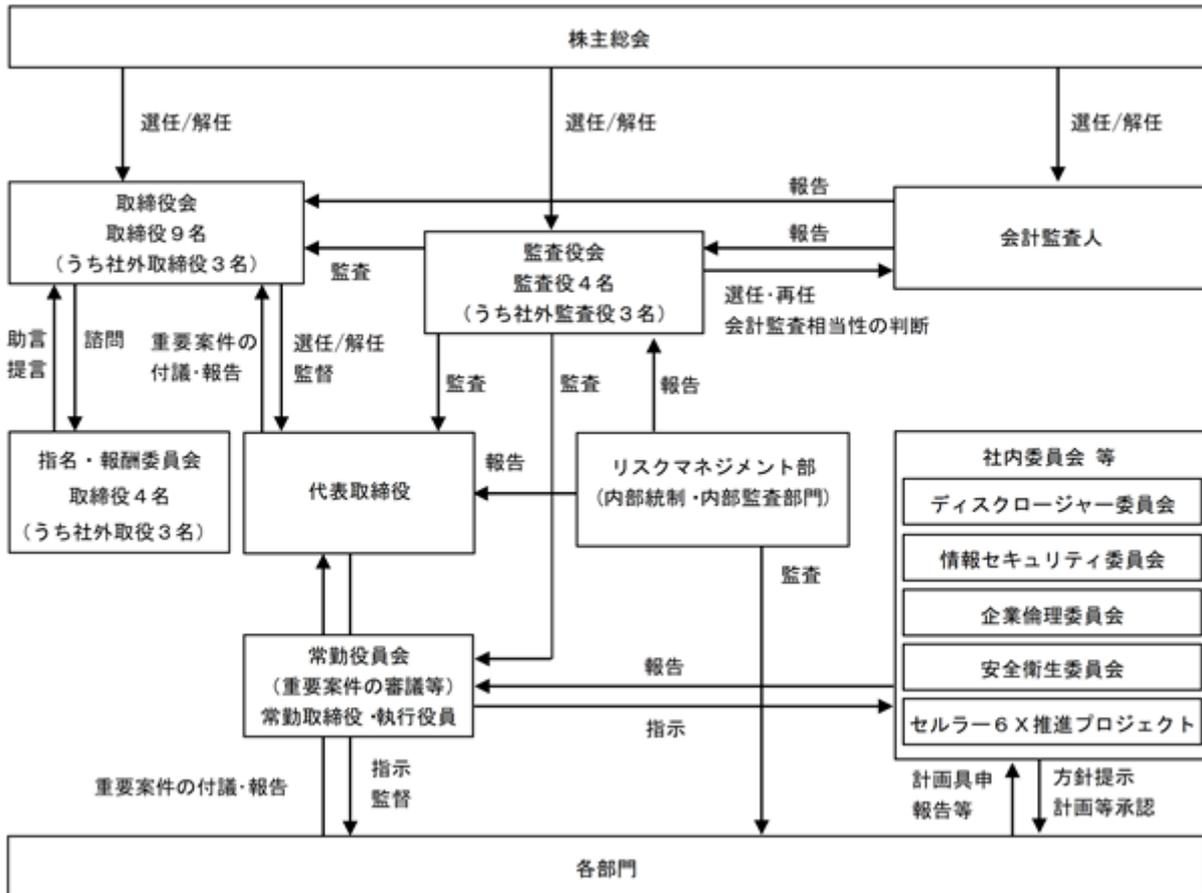
なお、2025年6月12日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査役1名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、監査役会は、常勤監査役 増田晴彦、社外監査役 安里昌利、社外監査役 嘉手苺義男、社外監査役 中山恭子の社外監査役3名を含む4名で構成される予定であります。

指名・報酬委員会は、社外取締役 小祿邦男が委員長を務めております。その他の委員は、社外取締役 阿波連光、代表取締役社長 宮倉康彰の取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問に応じて、取締役及び監査役の候補者選任に関する事項、取締役及び監査役の解任に関する事項、役付取締役及び代表取締役の選定に関する事項、取締役の報酬等に関する事項を審議し、取締役会へ答申いたします。

なお、2025年6月12日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役9名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決された場合には、当社は指名・報酬委員会委員長を阿波連光、その他の委員を社外取締役 淵辺美紀、社外取締役 与儀達樹、代表取締役社長 宮倉康彰の取締役4名（うち社外取締役3名）とする予定であります。

これらのほか、常勤取締役及び執行役員で構成する常勤役員会において、業務執行に係る重要事項について審議、決定いたします。

当社の業務執行、経営の監視等の仕組みを図で示すと次のとおりであります。（2025年6月12日開催予定の定時株主総会の議案が承認可決された場合）



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、業務執行の監督機能を強化し、公正な企業活動の充実に図るために社外取締役を複数名選任しております。

取締役会では、適切な監督機能を発揮できるよう、社外取締役を中心とした取締役会運営を採用しております。

また、適正かつ効率的な業務執行が可能となるよう、執行役員制度を採用し、権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を遂行しております。業務運営上重要な事項については、社内取締役、執行役員で構成される常勤役員会による迅速な意思決定を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について社外取締役及び社外監査役を中心に多面的なチェックが行われることを期待しております。

監査役会は、当社から独立した立場で、取締役会による意思決定及び監督状況並びに執行役員の業務執行を監査する体制を採用しております。

以上の点より、当社は効率的な業務執行を重視しつつ、経営の透明性を確保するため、社外取締役及び社外監査役による適正な経営監視体制が、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めると考えており、現行体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備の状況)

取締役会が決議する内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他、会社の業務の適正を確保する体制の強化を図り、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化並びに企業クオリティの向上を図ります。

(リスク管理体制の整備の状況)

取締役等で構成される各種会議体及びリスク情報を定期的に洗い出し、これを一元的に管理するリスクマネジメント部門を中核に、全ての部門、役職員が連携して、社内関連規程に基づき、リスクを適切に管理し、経営目標の適切かつ効率的な達成に取り組んでおります。

また、電気通信事業者として、通信の秘密を保護することが企業経営の根幹であり、これを遵守します。

お客さま情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバーテロの防護など会社の全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議等において、その施策を策定し、役職員が連携して情報セキュリティの確保を図っております。

重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止施策を実施します。非常災害発生時等には迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたります。

(子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

「子会社管理規程」に基づき、子会社からの適宜・適時な報告を行う体制を整備し、子会社との連携を図るとともに、子会社でのリスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組みます。また、当社グループの企業倫理に係る会議体を通じて、子会社の重大な法令違反、その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組むとともに、子会社の全職員が「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る体制を確保してまいります。

(責任限定契約の内容の概要)

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(コンプライアンス)

全ての役職員は、職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図ります。反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組みます。企業倫理に係る会議体において、重大な法令違反その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組みます。また、社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図ります。さらに社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努めます。

(取締役の定数)

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する旨、また、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)を支払うことができる旨定款に定めております。これは、中間配当金を取締役会の権限とすることにより、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(取締役会の活動状況)

当事業年度において当社は取締役会を9回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	菅 隆志	2回	2回
代表取締役社長	宮倉 康彰	7回	7回
代表取締役執行役員専務	山森 誠司	2回	2回
代表取締役執行役員専務	丸米 郁男	7回	7回
取締役会執行役員常務	國吉 博樹	9回	9回
取締役執行役員	渡具知 武之	2回	2回
取締役執行役員	上地 球二	7回	7回
取締役	小祿 邦男	9回	8回
取締役	阿波連 光	9回	9回
取締役	大城 肇	8回	8回
取締役	田中 孝司	9回	9回
取締役	中山 朋子	9回	9回
常勤監査役	増田 晴彦	9回	9回
監査役	安里 昌利	9回	9回
監査役	嘉手苺 義男	9回	9回
監査役	淵辺 美紀	9回	9回

- (注) 1. 菅隆志氏、山森誠司氏及び渡具知武之氏は、任期満了に伴い2024年6月13日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって退任しております。
2. 大城肇氏は、2025年3月10日をもって辞任により退任しております。
3. 宮倉康彰氏、丸米郁男氏及び上地球二氏は、2024年6月13日開催の第33期定時株主総会において就任しております。

取締役会においては、取締役会規則及び取締役会付議基準に基づき、法令等に定める重要事項及び当事業年度における経営計画等の決定を行うとともに、当社を取り巻く事業環境の変化やリスクに関する情報共有、「中期経営計画」及び人的資本戦略等の策定に向けた検討、並びに自己株式取得等の資本政策実施に向けた協議など、中長期的な企業価値向上に向けた協議・検討を行っております。

(指名・報酬委員会の活動状況)

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を2回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
委員長	小禄 邦男	2回	2回
委員	阿波連 光	2回	2回
委員	大城 肇	2回	2回
委員	菅 隆志	1回	1回
委員	宮倉 康彰	1回	1回

(注) 1. 菅隆志氏におきましては2024年6月13日の退任、大城肇氏におきましては2025年3月10日の辞任による退任までの出席状況を記載しております。

2. 宮倉康彰氏におきましては、2024年6月13日に委員に就任しております。

指名・報酬委員会においては、取締役及び監査役の候補者選定、報酬額算定方法の変更並びに取締役報酬額等に関する審議を行い、取締役会に対する答申を行っております。取締役会が決定する内容の透明性・客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として委員長及び過半数の委員が独立社外取締役で構成する当委員会を設置しております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

(a) 2025年 6月10日 (有価証券報告書提出日) 現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 10名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	宮倉 康彰	1962年 7月10日生	1990年 4月 日本移動通信株式会社 (現KDDI株式会社) 入社 2009年 4月 KDDI株式会社コンシューマ営業企画本部コンシューマ営業企画部長 2013年 4月 同社コンシューマ事業本部コンシューマ営業本部副本部長 2016年 4月 同社理事商品・CS統括本部 カスタマーサービス本部長 2018年10月 同社理事中部テレコミュニケーション株式会社 代表取締役社長 2019年 4月 同社執行役員中部テレコミュニケーション株式会社 代表取締役社長 2023年 4月 当社特別顧問 2023年 6月 当社執行役員副社長 2024年 6月 当社代表取締役社長 ウェルビーイング室長 (現在に至る)	(注) 4	2,700
代表取締役 執行役員専務 技術本部長	丸米 郁男	1963年11月26日生	1984年 4月 国際電信電話株式会社 (現KDDI株式会社) 入社 2014年 4月 KDDI株式会社技術統括本部運用本部 ネットワークオペレーションセンター長 2016年 4月 同社技術統括本部運用本部副本部長 2018年 4月 同社理事グローバルコンシューマ事業本部 KDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd. Executive Advisor to CEO 2019年 4月 同社理事グローバルコンシューマ事業本部 KDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd. CTO 2021年10月 同社理事技術統括本部 ネットワーク技術本部副本部長 2023年 4月 当社執行役員常務技術本部副本部長 兼OTNet株式会社執行役員専務 2023年 6月 OTNet株式会社専務取締役 2024年 6月 当社代表取締役執行役員専務技術本部長兼OTNet株式会社代表取締役社長 (現在に至る)	(注) 4	900
取締役 執行役員常務 コーポレート 本部長 兼コーポレートDX 推進部長	國吉 博樹	1963年12月20日生	1992年 6月 当社入社 2014年 4月 当社執行役員営業企画部長兼ビジネス開発部長 2017年 9月 当社執行役員ビジネス開発部長 2017年 9月 沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社代表取締役 社長 2020年 4月 当社執行役員営業本部副本部長コンシューマ営業・ CS担当兼ビジネス開発部長 2020年10月 当社執行役員営業本部副本部長コンシューマ営業・ ダイレクト営業・CS担当兼ビジネス開発部長 2021年 6月 当社取締役営業本部長兼ビジネス開発部長兼プロ ジェクト推進室長 2022年 2月 当社取締役営業本部長兼ソリューション営業部長 2023年 4月 当社取締役営業統括本部長兼コンシューマ営業本 部長 2023年 6月 当社取締役執行役員営業統括本部長兼コンシューマ 営業本部長 2024年 4月 当社取締役執行役員常務コーポレート本部長 2025年 4月 当社取締役執行役員常務コーポレート本部長 兼コーポレートDX推進部長 (現在に至る)	(注) 4	4,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役執行役員 営業統括本部長	上地 球二	1966年1月2日生	1990年4月 国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社)入社 1999年7月 Prism communications INC(現KDDI韓国)取締役経営企画室長 2012年10月 当社営業企画部長 2014年4月 当社コンシューマ営業部長 2016年8月 当社理事営業企画部長兼UQモバイル沖縄株式会社代表取締役社長 2018年4月 当社執行役員営業企画部長 2019年10月 当社執行役員営業本部副本部長 2023年4月 当社執行役員ソリューション営業本部長 2024年4月 当社執行役員営業統括本部長兼コンシューマ営業本部長 2024年6月 当社取締役執行役員営業統括本部長兼コンシューマ営業本部長 2025年4月 当社取締役執行役員営業統括本部長(現在に至る)	(注)4	2,500
取締役	小禄 邦男	1935年9月20日生	1982年5月 琉球放送株式会社代表取締役社長 1991年6月 当社取締役(現在に至る) 1997年6月 琉球放送株式会社代表取締役会長 1999年6月 沖縄電力株式会社社外取締役 2011年6月 琉球放送株式会社代表取締役最高顧問 2017年6月 同社取締役最高顧問 2020年6月 同社最高顧問(現在に至る)	(注)4	3,600
取締役	阿波連 光	1964年8月26日生	1994年4月 沖縄弁護士会弁護士登録 2000年3月 ひかり法律事務所(現弁護士法人ひかり法律事務所)所長(現在に至る) 2011年6月 沖縄電力株式会社社外監査役 2015年4月 沖縄弁護士会会長 2015年4月 那覇市公平委員会委員長(現在に至る) 2017年7月 沖縄県公安委員会委員(現在に至る) 2017年12月 沖縄県公安委員会委員長 2019年6月 当社取締役(現在に至る)	(注)4	2,900
取締役	田中 孝司	1957年2月26日生	2007年6月 KDDI株式会社取締役執行役員常務 2010年6月 同社代表取締役執行役員専務 2010年12月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社代表取締役会長 2018年6月 当社取締役(現在に至る) 2021年6月 アステラス製薬株式会社社外取締役(現在に至る) 2024年6月 KDDI株式会社取締役会長 2025年4月 同社取締役相談役(現在に至る)	(注)4	-
取締役	中山 朋子	1968年5月9日生	2015年4月 KDDI株式会社コンシューマ事業企画本部コンシューマ事業企画部長 2018年4月 同社コンシューマ事業企画本部副本部長兼経営戦略本部副本部長 2020年4月 同社執行役員パーソナル事業本部パーソナル企画統括本部副統括本部長兼経営戦略本部副本部長 2022年4月 同社執行役員パーソナル事業本部パーソナル企画統括本部長兼技術統括本部副統括本部長 2022年6月 当社取締役(現在に至る) 2024年4月 KDDI株式会社執行役員コア技術統括本部副統括本部長兼パーソナル事業本部副事業本部長(現在に至る)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	増田 晴彦	1962年7月22日生	2004年4月 KDDI株式会社営業推進部長 2015年4月 同社メディア・C A T V推進本部長 2018年4月 同社理事 2020年6月 同社理事 経営戦略本部副本部長兼株式会社プロドローン社外取締役 2022年4月 KDDIスマートドローン株式会社代表取締役会長 2023年4月 当社特別顧問 2023年6月 当社常勤監査役(現在に至る)	(注)5	300
監査役	安里 昌利	1948年3月16日生	1998年7月 株式会社沖縄銀行取締役本店営業部長 2000年6月 同行常務取締役 2002年6月 同行代表取締役頭取 2003年6月 当社監査役(現在に至る) 2011年6月 同行代表取締役会長 2017年6月 同行相談役 2019年6月 那覇空港ビルディング株式会社代表取締役社長(現在に至る)	(注)5	4,800
監査役	嘉手苺 義男	1939年8月10日生	1997年6月 オリオンビール株式会社常務取締役 2001年6月 同社専務取締役 2003年6月 同社代表取締役副社長営業部門担当 2009年6月 同社代表取締役社長 2012年6月 当社監査役(現在に至る) 2017年6月 オリオンビール株式会社代表取締役会長 2019年6月 同社取締役会長 2023年6月 同社最高顧問(現在に至る)	(注)6	8,400
監査役	淵辺 美紀	1953年10月6日生	1985年5月 株式会社ビジネスランド代表取締役社長(現在に至る) 1993年3月 株式会社ジェイシーシー取締役専務 2014年9月 同社副会長 2018年4月 沖縄経済同友会代表幹事(現在に至る) 2018年5月 株式会社ジェイシーシー代表取締役会長(現在に至る) 2023年6月 当社監査役(現在に至る)	(注)5	800
計					31,300

- (注) 1. 取締役小禄邦男及び阿波連光は、社外取締役であります。
2. 監査役安里昌利、嘉手苺義男及び淵辺美紀は、社外監査役であります。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による業務執行の迅速化と効率化を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は上記取締役兼務3名を含む6名で構成されております。
4. 2024年6月13日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 2023年6月15日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 2022年6月16日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
7. 所有株式数については、2025年3月31日現在の株主名簿に基づく記載としております。

(b) 2025年6月12日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役9名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は以下のとおりとなる予定であります。

男性 10名 女性 3名 (役員のうち女性の比率 23.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	宮倉 康彰	1962年7月10日生	1990年4月 日本移动通信株式会社(現KDDI株式会社)入社 2009年4月 KDDI株式会社コンシューマ営業企画本部コンシューマ営業企画部長 2013年4月 同社コンシューマ事業本部コンシューマ営業本部副本部長 2016年4月 同社理事商品・CS統括本部 カスタマーサービス本部長 2018年10月 同社理事中部テレコミュニケーション株式会社 代表取締役社長 2019年4月 同社執行役員中部テレコミュニケーション株式会社 代表取締役社長 2023年4月 当社特別顧問 2023年6月 当社執行役員副社長 2024年6月 当社代表取締役社長 ウェルビーイング室長 (現在に至る)	(注)4	2,700
代表取締役 執行役員専務 技術本部長	丸米 郁男	1963年11月26日生	1984年4月 国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社)入社 2014年4月 KDDI株式会社技術統括本部運用本部 ネットワークオペレーションセンター長 2016年4月 同社技術統括本部運用本部副本部長 2018年4月 同社理事グローバルコンシューマ事業本部 KDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd. Executive Advisor to CEO 2019年4月 同社理事グローバルコンシューマ事業本部 KDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd. CTO 2021年10月 同社理事技術統括本部 ネットワーク技術本部副本部長 2023年4月 当社執行役員常務技術本部副本部長 兼OTNet株式会社執行役員専務 2023年6月 OTNet株式会社専務取締役 2024年6月 当社代表取締役執行役員専務技術本部長兼OTNet株式会社代表取締役社長(現在に至る)	(注)4	900
取締役 執行役員常務 コーポレート 本部長 兼コーポレートDX 推進部長	國吉 博樹	1963年12月20日生	1992年6月 当社入社 2014年4月 当社執行役員営業企画部長兼ビジネス開発部長 2017年9月 当社執行役員ビジネス開発部長 2017年9月 沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社代表取締役 社長 2020年4月 当社執行役員営業本部副本部長コンシューマ営業・ CS担当兼ビジネス開発部長 2020年10月 当社執行役員営業本部副本部長コンシューマ営業・ ダイレクト営業・CS担当兼ビジネス開発部長 2021年6月 当社取締役営業本部長兼ビジネス開発部長兼プロ ジェクト推進室長 2022年2月 当社取締役営業本部長兼ソリューション営業部長 2023年4月 当社取締役営業統括本部長兼コンシューマ営業本部 本部長 2023年6月 当社取締役執行役員営業統括本部長兼コンシューマ 営業本部長 2024年4月 当社取締役執行役員常務コーポレート本部長 2025年4月 当社取締役執行役員常務コーポレート本部長 兼コーポレートDX推進部長(現在に至る)	(注)4	4,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役執行役員 営業統括本部長	上地 球二	1966年1月2日生	1990年4月 国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社)入社 1999年7月 Prism communications INC(現KDDI韓国)取締役経営企画室長 2012年10月 当社営業企画部長 2014年4月 当社コンシューマ営業部長 2016年8月 当社理事営業企画部長兼UQモバイル沖縄株式会社代表取締役社長 2018年4月 当社執行役員営業企画部長 2019年10月 当社執行役員営業本部副本部長 2023年4月 当社執行役員ソリューション営業本部長 2024年4月 当社執行役員営業統括本部長兼コンシューマ営業本部長 2024年6月 当社取締役執行役員営業統括本部長兼コンシューマ営業本部長 2025年4月 当社取締役執行役員営業統括本部長(現在に至る)	(注)4	2,500
取締役	阿波連 光	1964年8月26日生	1994年4月 沖縄弁護士会弁護士登録 2000年3月 ひかり法律事務所(現弁護士法人ひかり法律事務所)所長(現在に至る) 2011年6月 沖縄電力株式会社社外監査役 2015年4月 沖縄弁護士会会長 2015年4月 那覇市公平委員会委員長(現在に至る) 2017年7月 沖縄県公安委員会委員(現在に至る) 2017年12月 沖縄県公安委員会委員長 2019年6月 当社取締役(現在に至る)	(注)4	2,900
取締役	淵辺 美紀	1953年10月6日生	1985年5月 株式会社ビジネスランド代表取締役社長(現在に至る) 1993年3月 株式会社ジェイシー取締役専務 2014年9月 同社副会長 2018年4月 沖縄経済同友会代表幹事(現在に至る) 2018年5月 株式会社ジェイシー代表取締役会長(現在に至る) 2023年6月 当社監査役 2025年6月 当社取締役(予定)	(注)4	800
取締役	与儀 達樹	1965年3月19日生	2015年6月 大同火災海上保険株式会社取締役 2017年6月 同社常務取締役 2018年6月 同社代表取締役社長 2019年6月 沖縄電力株式会社取締役(現在に至る) 2024年6月 大同火災海上保険株式会社取締役会長(現在に至る) 2025年6月 当社取締役(予定)	(注)4	-
取締役	高橋 誠	1961年10月24日生	2003年4月 KDDI株式会社執行役員 2007年6月 同社取締役執行役員常務 2010年6月 同社代表取締役執行役員専務 2016年6月 同社代表取締役執行役員副社長 2018年4月 同社代表取締役社長 2023年4月 同社CEO(Chief Executive Officer) 2025年4月 同社代表取締役会長(現在に至る) 2025年6月 当社取締役(予定)	(注)4	-
取締役	中山 朋子	1968年5月9日生	2015年4月 KDDI株式会社コンシューマ事業企画本部コンシューマ事業企画部長 2018年4月 同社コンシューマ事業企画本部副本部長兼経営戦略本部副本部長 2020年4月 同社執行役員パーソナル事業本部パーソナル企画統括本部副統括本部長兼経営戦略本部副本部長 2022年4月 同社執行役員パーソナル事業本部パーソナル企画統括本部長兼技術統括本部副統括本部長 2022年6月 当社取締役(現在に至る) 2024年4月 KDDI株式会社執行役員コア技術統括本部副統括本部長兼パーソナル事業本部副事業本部長(現在に至る)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	増田 晴彦	1962年7月22日生	2004年4月 KDDI株式会社営業推進部長 2015年4月 同社メディア・CATV推進本部長 2018年4月 同社理事 2020年6月 同社理事 経営戦略本部副本部長兼株式会社プロドローン社外取締役 2022年4月 KDDIスマートドローン株式会社代表取締役会長 2023年4月 当社特別顧問 2023年6月 当社常勤監査役(現在に至る)	(注)5	300
監査役	安里 昌利	1948年3月16日生	1998年7月 株式会社沖縄銀行取締役本店営業部長 2000年6月 同行常務取締役 2002年6月 同行代表取締役頭取 2003年6月 当社監査役(現在に至る) 2011年6月 同行代表取締役会長 2017年6月 同行相談役 2019年6月 那覇空港ビルディング株式会社代表取締役社長(現在に至る)	(注)5	4,800
監査役	嘉手苺 義男	1939年8月10日生	1997年6月 オリオンビール株式会社常務取締役 2001年6月 同社専務取締役 2003年6月 同社代表取締役副社長営業部門担当 2009年6月 同社代表取締役社長 2012年6月 当社監査役(現在に至る) 2017年6月 オリオンビール株式会社代表取締役会長 2019年6月 同社取締役会長 2023年6月 同社最高顧問(現在に至る)	(注)6	8,400
監査役	中山 恭子	1973年11月17日生	2003年10月 山内眞樹公認会計士事務所入所 2003年12月 税理士登録 2007年5月 公認会計士登録 2016年6月 株式会社琉球銀行社外監査役 2019年2月 JTS税理士法人代表社員(現在に至る) 2024年9月 国立大学法人琉球大学非常勤監事(現在に至る) 2025年6月 当社監査役(予定)	(注)7	-
計					27,700

- (注)1. 取締役阿波連光、瀧辺美紀及び与儀達樹は、社外取締役であります。
2. 監査役安里昌利、嘉手苺義男及び中山恭子は、社外監査役であります。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による業務執行の迅速化と効率化を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は上記取締役兼務3名を含む6名で構成されております。
4. 2025年6月12日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 2023年6月15日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 2022年6月16日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
7. 2025年6月12日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
8. 所有株式数については、2025年3月31日現在の株主名簿に基づく記載としております。

社外役員の状況

社外取締役及び社外監査役

a. 社外取締役・社外監査役の員数

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

b. 社外取締役及び社外監査役と当社との関係

社外取締役 小禄邦男は、琉球放送株式会社の最高顧問であります。当社と同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、同社は当社の株式を保有しておりますが、その保有割合は2%未満であります。

社外取締役 阿波連光は、弁護士法人ひかり法律事務所の所長であります。当社と同法律事務所の間には、資本関係及び取引関係はありません。

社外監査役 安里昌利は、那覇空港ビルディング株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、当社は同社の株式を保有しておりますが、その保有割合は2%未満であります。

社外監査役 嘉手苅義男は、オリオンビール株式会社の最高顧問であります。当社と同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。

社外監査役 瀧辺美紀は、株式会社ビジネスランドの代表取締役社長及び株式会社ジェイシーシーの代表取締役会長であります。当社と株式会社ビジネスランド及び株式会社ジェイシーシーの間には、資本関係及び取引関係はありません。

なお、2025年6月12日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役9名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、社外取締役小禄邦男氏が退任し、当社の社外監査役である瀧辺美紀氏及び与儀達樹氏が社外取締役に就任するとともに、中山恭子氏が社外監査役に就任し、社外取締役3名、社外監査役3名となります。

与儀達樹氏は、大同火災海上保険株式会社の取締役会長であります。当社と同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、同社は当社の株式を保有しておりますが、その保有割合は1%未満であります。

中山恭子氏は、JTS税理士法人の代表社員であります。当社と同法人の間には、資本関係及び取引関係はありません。

また、当該定時株主総会直後に開催が予定されている取締役会の決議事項として「指名・報酬委員会委員変更の件」が付議され、社外取締役の瀧辺美紀氏及び与儀達樹氏が新たに同委員会の委員として選任される予定です。

c．企業統治において果たす機能及び役割

当社は社外取締役を中心とした取締役会運営を採用しております。適正かつ効率的な業務執行が可能となるよう、事業運営上重要な事項について常勤役員会による迅速な意思決定を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について、社外取締役及び社外監査役を中心に多面的なチェック、監督又は監査を行います。

d．選任するための当社からの独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性について、東京証券取引所が定める独立性に関する基準に加え、当社の連結売上又は発注額に占める割合が2%以上の取引先の出身者は、一律、独立性がないものと判断しております。

なお、社外取締役及び社外監査役の全員について、東京証券取引所の定めに基づく独立性基準の要件及び当社が独自に定める独立性基準の要件に該当し、親会社や当社経営陣のコントロールから一定の独立性を保持しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはないため、独立役員に指定しております。

e．選任状況の考え方

経営の実効的な目線あるいは他社の取締役としての豊富な経験及び幅広い識見を当社事業活動の監督又は監査に取り入れる観点から選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会を通じて、社外監査役は取締役会並びに監査役会及び監査業務の遂行過程を通じて、それぞれ必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査や会計監査と相互連携を図っております。また、内部統制部門とは、本連携の枠組みの中で、適切な距離を保ちながら、コーポレート・ガバナンス強化並びに企業クオリティー向上を目指した協力関係を構築しております。

常勤監査役は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門とは定期的に監査計画や監査結果についての情報交換、内部統制の整備状況に関する報告の聴取など密に連携して監査の実効性を確保しており、こうして得られた情報は他の社外監査役と共有しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の監査役会は、監査役4名であり、うち社外監査役が3名で構成しております。また、監査役の職務を補助するために、スタッフ2名を配置し、監査環境の整備に努めております。

監査役は、定例的に会計監査人から会計監査の年度計画、会計監査の状況及びその結果についての報告を聴取するほか、必要に応じて意見交換を実施いたします。

リスクマネジメント部は内部統制に関する業務を行っており、適宜監査役及び会計監査人へ内部統制の整備・運用状況に関する報告及び意見交換を実施いたします。

また、当事業年度においても、監査役監査の実効性向上を目的に、監査役会の実効性評価を実施しております。

なお当社は、2025年6月12日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査役会は引き続き4名の監査役（うち3名は社外監査役）で構成されることとなります。

当事業年度において当社は監査役会を5回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	増田 晴彦	5回	5回（100%）
監査役	安里 昌利	5回	5回（100%）
監査役	嘉手苅 義男	5回	5回（100%）
監査役	淵辺 美紀	5回	5回（100%）

監査役会における具体的な検討内容として、監査方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査上の主要な検討事項（KAM）、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。

また、当事業年度における重点監査項目として、1）経営課題への取り組み状況の確認、2）情報セキュリティ、大規模災害対策の確認、3）グループ会社の業務執行状況に係る監査、4）新人事制度の理解浸透と組織体制の最適化状況の確認、5）サステナビリティに関する取り組み状況の確認の5点を監査役会において取り組みました。

	重点監査項目	監査の主なポイント
1	経営課題への取り組み状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 会社経営方針及び各部門方針の実施・進捗状況 業務遂行上の課題認識と各課題への対応状況 経営環境変化への対応、及び、新規事業の取り組み状況
2	情報セキュリティ、大規模災害対策の確認	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社を含めた大規模自然災害への対応（BCP）や大規模通信障害および情報・サイバーセキュリティ等へのリスク管理の実効性を確保するための体制整備
3	グループ会社の業務執行状況に係る監査	<ul style="list-style-type: none"> 子会社の取締役及び監査役との定期的な意見交換 当社グループ全体の企業統治体制の適切な構築・運営
4	新人事制度の理解浸透と組織体制の最適化状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 新制度に対する理解と浸透状況 組織体制の最適化状況 女性活躍を含む社内の多様性確保の状況
5	サステナビリティに関する取り組み状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社を含む全社員の取り組み状況 開示に至るプロセスの整備、運用状況及び開示内容の適正性

常勤監査役の主な活動状況については、代表取締役及び取締役へのヒアリング、取締役会その他重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、子会社の取締役等および監査役との意見交換、内部監査部門による監査結果の報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行い、その内容は他の監査役にも適時に共有いたしました。

非常勤監査役の主な活動状況については、取締役会に出席し、会社の重要な意思決定及び業務執行状況に関して適正性、健全性等の観点から意見を述べることにより、社会的、客観的見地に拠った適切な監査を行いました。また、監査役会に出席し、常勤監査役が当事業年度の計画に従って実施した監査の結果やその他の報告事項等について評価、審議を行いました。

社外取締役との連携に関しては、監査役との連絡会を年2回実施しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、12名で構成するリスクマネジメント部が当社の業務全般を対象に実施し、内部統制の適切性や有効性を定期的に検証いたします。

内部監査部門は内部監査の結果を取締役会及び監査役会に直接報告は行っておりませんが、問題点の改善、是正に関する提言を付して代表取締役社長及び常勤取締役、常勤監査役に直接報告を行っており、必要に応じて担当取締役から取締役会へ内部監査の結果を報告しております。

なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備と運用状況を把握、評価し、取締役会および監査役会に直接報告しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b. 継続監査期間

17年

(注)上記の継続監査期間は、調査が著しく困難であったため、当社において調査可能な範囲の情報となり、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

会計監査業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 岩瀬 哲朗

指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 健一

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他12名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人選定にあたっては、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に記載されている、会計監査人の選定基準項目を考慮し選定しております。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人に適格性や独立性を害する等の事由が発生し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、下記の評価を踏まえ審議した結果、会計監査人に関して、不再任または解任に相当する事項はなく、かつ会計監査が相当であると認めております。

- ・会計監査人から会計監査に関する報告を聴取すると共に、執行部門から会計監査人の活動実態を確認しております。
- ・会計監査人の独立性、専門性、品質管理、監査報酬の内容、監査役・経営者とのコミュニケーション、グループ監査、不正リスクへの対応等の評価項目について、評価を行っております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前々連結会計年度及び前々事業年度 PwC京都監査法人

前連結会計年度及び前事業年度 PwC Japan有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

存続する監査公認会計士等の名称 PwC Japan有限責任監査法人

消滅する監査公認会計士等の名称 PwC京都監査法人

(2) 異動の年月日

2023年12月1日

(3) 消滅する監査公認会計士等の直近における就任年月日

2007年12月1日

(注)上記の就任年月日は、調査が著しく困難であったため、当社において調査可能な範囲の情報となります。

(4) 消滅する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるPwC京都監査法人(消滅監査法人)は、2023年12月1日付けでPwCあらた有限責任監査法人(存続監査法人)と合併し、消滅しました。また、PwCあらた有限責任監査法人は、同日付けでPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しました。これに伴いまして、当社の監査証明を行う監査公認会計士等はPwC Japan有限責任監査法人となります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る消滅する監査公認会計士等の意見
 特段の意見はないとの申し出を受けております。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	34	-	40	-
連結子会社	6	-	7	-
計	40	-	47	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a . を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定については、監査計画の妥当性を検証した上で決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実務状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(役員報酬等の内容の決定に関する方針等)

当社は、2021年1月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、2022年7月27日開催の取締役会にて一部改定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議した決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認したうえで、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社取締役の報酬の基本方針及び個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ．基本方針

1. 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること。
2. 報酬の決定プロセスの透明性・客観性を確保するとともに、その役位毎の役割と職責に相応しい報酬水準であること。
3. 取締役にとって会社業績の目標達成を動機づける業績に連動した報酬制度であること。
4. 株主との利害共有や株主視点での経営意識を高めるものであること。

ロ．報酬体系

取締役の報酬は、月額固定報酬並びに業績連動型の役員賞与及び株式報酬（役員報酬BIP信託）で構成され、客観的かつ独立した立場から経営に対して監督及びモニタリング機能を担う社外取締役については、職務内容を勘案し、役員賞与及び株式報酬の支給対象外としております。

また、親会社の役員を兼務する取締役については、報酬に関して支給の対象外とします。

報酬の水準については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標としております。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

各報酬の決定については、報酬の決定プロセスの透明性・客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会における審議及び答申を経て、各報酬の決定方法に従い取締役の個人別の報酬を決定するものとします。

なお、本委員会は、独立社外取締役2名（うち1名が委員長）、代表取締役社長1名の計3名で構成されております。

各報酬の内容・決定方法・支給時期等は、以下のとおりです。

a．月額固定報酬

報酬の内容	職務執行の対価として定額の金銭報酬とする。
報酬基準	取締役の役位に基づく基準額とする。
報酬上限	月額12百万円
決定方法	役位別の基準額を基に取締役会の決議により決定する。
株主総会決議	2005年6月22日 第14期定時株主総会 （定款で定める取締役の員数は20名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は8名。 なお、2025年6月12日開催予定の定時株主総会の議案が承認可決された場合は9名。）
支給時期	毎月一定額を支給する。

b. 業績連動型役員賞与

報酬の内容	事業年度毎に業績向上に対するインセンティブを高めるため業績連動指標を反映した金銭報酬とする。
業績連動指標	事業年度の当社グループの営業収益、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等の「会社業績」及び業績目標に関連する「KPI達成度」を評価指標とする。
報酬上限	業績連動型賞与 = 役員別の基準額 × 会社業績及びKPIの達成度による掛率
決定方法	株主総会で支給総額を承認いただいた上、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬額を決定する。
株主総会決議	2025年6月12日 第34期定時株主総会
支給時期	株主総会後に支給する。

c. 業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）

報酬の内容	中長期的企業価値の持続的向上を目的とし、取締役と株主との一層の価値共有を促進するため株式報酬とする。株式報酬は、業績連動指標の達成度により取締役にポイントを付与し、1ポイントは1株として換算する。
業績連動指標	毎事業年度の営業収益、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等の達成度を評価指標とする。
報酬上限	1事業年度あたりの対象者に付与するポイント総数の上限は7,500ポイントとする。
決定方法	各事業年度に付与される取締役の個人別ポイントは、以下の算定式により算出し決定するものとする。 $\text{ポイント} = (\text{役員別に定める株式報酬額} \div \text{株式取得額}) \times \text{業績連動係数}$ 業績連動係数は、業績連動指標の達成度に応じて変動する。
株主総会決議	2018年6月14日 第27期定時株主総会
支給時期	取締役の退任時にポイント累積値に応じて株式等を交付する。
その他事項	取締役に重大な違反があった場合、株式相当額の返還請求を行う規定を設ける。

二. 取締役の個人別の報酬額に対する割合

業務執行取締役の各報酬の割合については、報酬制度のインセンティブ性を高めるために業績連動型役員賞与及び業績連動型株式報酬に変動幅を持たせており、上位の役員ほど業績連動報酬の比率が高まる設計とします。

区分	固定報酬	業績連動型報酬	
		賞与	株式報酬
社長	64%	26%	10%
その他役員	67～72%	19～24%	10%程度

（注）上記構成比は、業績連動型報酬の支給額について、当社が定める基準額を支給した場合の割合を記載しております。なお、当社の業績等に応じて上記割合も変動いたします。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の決定過程における取締役会及び指名・報酬委員会の活動は、下記のとおりとなっております。

(取締役会)

- ・2024年6月13日：取締役報酬月額決定の件
- ・2024年7月26日：取締役報酬月額一部改定の件
- ・2024年7月26日：取締役等に対する業績連動型株式報酬制度(BIP信託)継続の件
- ・2025年6月12日(予定)：2024年度役員賞与額決定の件
- ・2025年6月12日(予定)：非常勤役員の報酬額改定の件

(指名・報酬委員会)

- ・2024年4月18日：取締役の個人別報酬額について
- ・2024年4月18日：業績連動型株式報酬額の改定について
- ・2024年7月24日：取締役の個人別報酬額一部改定について
- ・2025年4月16日：役員賞与額について
- ・2025年4月16日：非常勤役員の報酬額改定について

また、業績連動報酬に係る指標は、営業収益、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等であり、当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標として掲げているためであります。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績は、下記のとおりであります。

指 標	目標(百万円)	実績(百万円)
営業収益	80,000	84,314
営業利益	17,500	17,761
親会社株主に帰属する 当期純利益	12,250	12,402

ホ. 監査役の報酬等の構成及び決定方針

監査役の報酬については、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、月額固定報酬のみで構成されております。

監査役の報酬限度額は1997年6月25日開催の第6期定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。なお、各監査役の月額固定報酬は監査役の協議によって決定しております。(定款で定める監査役の員数は5名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は4名。)

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	134	90	43	12	7
監査役 (社外監査役を除く)	19	19	-	-	1
社外役員	38	38	-	-	6

(注) 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、業績連動報酬12百万円であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受ける目的で保有する株式を純投資目的である投資株式と定め、それ以外の保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、県内企業との安定的・長期的な関係の構築、又は事業機会の獲得、事業展開の円滑化・強化等の観点から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合を除き、原則として政策保有株式を保有しないことを基本方針としております。

当社が政策保有株式を保有している場合は、発行会社毎に中長期的な視点に立ち、政策保有の意義が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、他に有効な資金の活用方法がないかを精査し、毎年取締役会で保有の適否を検証します。検証の結果、保有する意義や合理性が認められない場合には、各種考慮すべき事情に配慮した上で原則売却します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	8	590
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 上記のほか、投資株式ではない投資事業有限責任組合への出資金等(合計191百万円)を保有しております。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	282	新規ビジネスを創出し、地域経済の発展に貢献するため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 上記のほか、投資株式ではない投資事業有限責任組合への出資金等(合計99百万円)を取得しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」(昭和60年郵政省令第26号)により作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」(昭和60年郵政省令第26号)により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修への参加等をしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
固定資産		
電気通信事業固定資産		
有形固定資産		
機械設備	38,919	39,716
減価償却累計額	27,553	28,539
機械設備(純額)	11,365	11,176
空中線設備	13,811	14,361
減価償却累計額	9,387	9,717
空中線設備(純額)	4,423	4,643
端末設備	1,131	1,185
減価償却累計額	794	806
端末設備(純額)	336	379
市内線路設備	16,068	16,635
減価償却累計額	12,011	12,590
市内線路設備(純額)	4,056	4,044
市外線路設備	262	262
減価償却累計額	59	79
市外線路設備(純額)	203	182
土木設備	1,148	1,158
減価償却累計額	203	259
土木設備(純額)	945	899
海底線設備	3,948	3,948
減価償却累計額	1,251	1,553
海底線設備(純額)	2,697	2,394
建物	11,013	10,898
減価償却累計額	5,112	5,323
建物(純額)	5,901	5,575
構築物	1,325	1,344
減価償却累計額	1,053	1,071
構築物(純額)	271	273
機械及び装置	190	190
減価償却累計額	151	158
機械及び装置(純額)	38	32
車両	197	197
減価償却累計額	193	196
車両(純額)	3	1
工具、器具及び備品	1,493	1,506
減価償却累計額	1,059	1,079
工具、器具及び備品(純額)	433	427
土地	2,494	2,494
リース資産	-	6
減価償却累計額	-	0
リース資産(純額)	-	5
建設仮勘定	2,017	2,084
有形固定資産合計	35,190	34,615

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
無形固定資産		
施設利用権	19	17
ソフトウェア	263	410
借地権	2	2
その他の無形固定資産	13	12
無形固定資産合計	298	442
電気通信事業固定資産合計	35,489	35,057
附帯事業固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	1 8,422	1 8,169
減価償却累計額	1,122	1,212
有形固定資産(純額)	7,300	6,957
有形固定資産合計	7,300	6,957
無形固定資産		
無形固定資産合計	1 145	1 122
附帯事業固定資産合計	7,445	7,079
投資その他の資産		
投資有価証券	448	981
社内長期貸付金	44	56
長期前払費用	1,762	1,430
退職給付に係る資産	543	719
繰延税金資産	1,633	1,645
敷金及び保証金	221	61
その他の投資及びその他の資産	18	16
貸倒引当金	17	15
投資その他の資産合計	4,655	4,896
固定資産合計	47,589	47,033
流動資産		
現金及び預金	3,162	3,506
売掛金	38,742	44,730
未収入金	3,440	3,696
貯蔵品	1,529	1,147
前払費用	450	376
関係会社短期貸付金	20,409	17,725
その他の流動資産	259	61
貸倒引当金	11	11
流動資産合計	67,983	71,233
資産合計	115,573	118,266

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
固定負債		
リース債務	5	6
ポイント引当金	100	98
株式給付引当金	164	144
固定資産撤去引当金	415	265
退職給付に係る負債	381	403
資産除去債務	240	244
その他の固定負債	2,780	2,974
固定負債合計	2,089	2,136
流動負債		
買掛金	2,116	3,020
リース債務	38	4
未払金	9,652	9,060
未払費用	178	166
未払法人税等	2,711	2,988
前受金	2,337	2,246
預り金	276	340
前受収益	52	28
賞与引当金	421	412
役員賞与引当金	28	25
契約損失引当金	186	638
その他の流動負債	3	3
流動負債合計	16,002	16,936
負債合計	18,091	19,073
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,414	1,414
資本剰余金	1,665	1,665
利益剰余金	94,768	98,413
自己株式	3,000	5,284
株主資本合計	94,848	96,209
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	237	333
その他の包括利益累計額合計	237	333
非支配株主持分	2,395	2,650
純資産合計	97,481	99,193
負債・純資産合計	115,573	118,266

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
電気通信事業営業損益		
営業収益	1 50,515	1 50,695
営業費用		
営業費	12,310	12,638
施設保全費	5,594	5,397
管理費	2,641	2,490
減価償却費	6,122	6,242
固定資産除却費	700	463
通信設備使用料	5,689	5,712
租税公課	710	762
営業費用合計	33,769	33,706
電気通信事業営業利益	16,746	16,988
附带事業営業損益		
営業収益	1 27,475	1 33,619
営業費用	27,207	32,846
附带事業営業利益	267	773
営業利益	17,014	17,761
営業外収益		
受取利息	21	67
受取配当金	13	5
受取賃貸料	7	5
受取保険金	27	12
補助金収入	140	98
受取手数料	2	2
雑収入	29	36
営業外収益合計	241	229
営業外費用		
自己株式取得費用	67	40
雑支出	0	22
営業外費用合計	67	63
経常利益	17,188	17,927
特別利益		
工事負担金等受入額	2 4,951	-
特別利益合計	4,951	-
特別損失		
工事負担金等圧縮額	2 4,951	-
特別損失合計	4,951	-
税金等調整前当期純利益	17,188	17,927
法人税、住民税及び事業税	4,793	5,311
法人税等調整額	22	52
法人税等合計	4,770	5,258
当期純利益	12,417	12,668
非支配株主に帰属する当期純利益	288	265
親会社株主に帰属する当期純利益	12,129	12,402

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	12,417	12,668
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	127	95
その他の包括利益合計	127	95
包括利益	12,544	12,764
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	12,256	12,498
非支配株主に係る包括利益	288	265

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,414	1,664	99,818	4,130	98,767
当期変動額					
剰余金の配当			4,806		4,806
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,129		12,129
自己株式の取得				11,263	11,263
自己株式の消却		12,372		12,372	-
自己株式の処分				19	19
利益剰余金から資本剰余金への 振替		12,372	12,372		-
連結子会社株式の取得による持 分の増減		1			1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1	5,050	1,129	3,918
当期末残高	1,414	1,665	94,768	3,000	94,848

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	109	109	2,244	101,121
当期変動額				
剰余金の配当				4,806
親会社株主に帰属する 当期純利益				12,129
自己株式の取得				11,263
自己株式の消却				-
自己株式の処分				19
利益剰余金から資本剰余金への 振替				-
連結子会社株式の取得による持 分の増減				1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	127	127	151	278
当期変動額合計	127	127	151	3,640
当期末残高	237	237	2,395	97,481

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,414	1,665	94,768	3,000	94,848
当期変動額					
剰余金の配当			5,758		5,758
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,402		12,402
自己株式の取得				5,334	5,334
自己株式の消却		2,999		2,999	-
自己株式の処分				50	50
利益剰余金から資本剰余金への 振替		2,999	2,999		-
連結子会社株式の取得による持 分の増減		-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	3,644	2,283	1,361
当期末残高	1,414	1,665	98,413	5,284	96,209

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	237	237	2,395	97,481
当期変動額				
剰余金の配当				5,758
親会社株主に帰属する 当期純利益				12,402
自己株式の取得				5,334
自己株式の消却				-
自己株式の処分				50
利益剰余金から資本剰余金への 振替				-
連結子会社株式の取得による持 分の増減				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	95	95	255	351
当期変動額合計	95	95	255	1,712
当期末残高	333	333	2,650	99,193

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	17,188	17,927
減価償却費	6,471	6,585
固定資産除却損	503	319
固定資産撤去引当金の増減額(は減少)	302	149
貸倒引当金の増減額(は減少)	5	1
ポイント引当金の増減額(は減少)	59	2
契約損失引当金(は減少)	28	451
賞与引当金の増減額(は減少)	60	9
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	543	176
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	348	21
受取利息及び受取配当金	34	72
売上債権の増減額(は増加)	7,883	5,987
工事負担金等受入額	4,951	-
工事負担金等圧縮額	4,951	-
棚卸資産の増減額(は増加)	238	401
仕入債務の増減額(は減少)	354	904
未払金の増減額(は減少)	1,426	565
その他	857	474
小計	15,687	20,122
利息及び配当金の受取額	34	72
法人税等の支払額	4,391	5,102
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,330	15,092
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	9,505	5,565
無形固定資産の取得による支出	69	96
投資有価証券の取得による支出	83	585
関係会社貸付けによる支出	26,120	32,565
関係会社貸付金の回収による収入	35,990	35,249
工事負担金等受入による収入	4,951	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	11	-
その他の支出	295	210
その他の収入	35	200
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,913	3,573
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	62	38
自己株式の取得による支出	11,330	5,369
自己株式の売却による収入	1	-
配当金の支払額	4,803	5,756
非支配株主への配当金の支払額	11	10
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	140	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,346	11,174
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	101	343
現金及び現金同等物の期首残高	3,263	3,162
現金及び現金同等物の期末残高	3,162	3,506

【注記事項】

当連結財務諸表における科目分類は、連結財務諸表提出会社が「財務諸表等規則」第2条に規定する別記11の電気通信業であるため、「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）第5条における科目分類に準拠しております。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

OTNet株式会社

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に限定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備

定率法を採用しております。

機械設備を除く有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9～15年

空中線設備 10～42年

建物 6～50年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au Pontaポイントプログラム」等）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役等及び管理職への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

固定資産撤去引当金

3G携帯電話向けサービスの2022年3月末サービス終了に伴い、これら設備の撤去工事に備えるため、撤去費用を合理的に見積もることが可能な撤去工事について、当該見積額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当連結会計年度負担額を計上しております。

契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

電気通信事業に係る収益には、主にモバイル通信サービスにおける収益と固定通信サービスにおける収益が含まれております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額使用料及び通信料収入（以下「モバイル通信サービス収入」）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

なお、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと併せて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は、契約時に前受けする形で受領しています。

また、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用率を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTHサービス収入、FTTHサービスに関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、FTTHサービスに関連する初期工事費用収入を除いた収入に関するサービスについては、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益計上しております。また、FTTHサービスに関連する初期工事費用収入は、残存率を基礎とした見積平均契約期間にわたり、収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

附帯事業に係る収益には、主に携帯端末の販売における収入と電力収入が含まれております。

携帯端末の販売における収入（以下「携帯端末収入」）は、主に代理店に対する携帯端末及びアクセサリ類の販売収入から構成されております。

当社グループが代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社グループは、代理店を本人として取り扱っております。そのため、携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社グループから代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

これらの取引の対価は、代理店に販売後、概ね翌月に受領しております。

電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であり、電力サービスを提供した時点において履行義務が充足されます。電力の小売りサービスにおける収入については、お客さまとの契約に基づいて識別された履行義務が時の経過またはお客さまにサービスを提供した時点に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第103-2項に定める代替的な取扱いを適用し、収益を認識しております。

これらの電力の小売りサービスにおける収入の一部については、当該対価の総額から第三者のために回収する額を差し引いた純額で収益を認識しております。この判断にあたっては、当社グループが契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月に受領しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

減価償却費

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	6,471	6,585

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減価償却資産について、見積耐用年数にわたり、主として定率法及び定額法により償却しております。

見積耐用年数については、過去の使用実績や将来の経済的便益が消費されるパターンなどを考慮し、見積もっております。

翌連結会計年度に新たな法律や規制が制定された場合、あるいは通信技術の急速な発展が生じた場合には、耐用年数の変更により同期間における連結財務諸表に影響を与えるおそれがあります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ)及び一部の執行役員に対して、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的に、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」)を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役及び一部の執行役員に対して、当社が定める役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役及び一部の執行役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役及び一部の執行役員の退任時とします。

本制度につきましては、2021年7月28日開催の取締役会にて信託期間を延長し、また2024年7月26日開催の取締役会にて信託期間を再度延長しており、金銭の追加拠出を決議しております。

役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に基づく取締役及び一部の執行役員への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度59百万円、24,378株、当連結会計年度101百万円、29,226株であります。

(管理職に対する株式付与制度)

当社は、管理職以上の従業員(以下「従業員」)に対して、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するためのインセンティブ付けを図ることを目的に、株式付与ESOP信託による株式付与制度(以下「本制度」)を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員に対して、当社が定める株式付与ESOP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される株式付与制度です。なお、従業員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時とします。

本制度につきましては、2021年7月28日開催の取締役会にて信託期間を延長し、また2024年7月26日開催の取締役会にて信託期間を再度延長しており、金銭の追加拠出を決議しております。

株式付与ESOP信託に関する株式交付規程に基づく従業員への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度127百万円、54,982株、当連結会計年度179百万円、66,103株であります。

(連結貸借対照表関係)

1 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
附帯事業固定資産		
有形固定資産	323	323
無形固定資産	5	5
計	329	329

2 その他の固定負債及び前受金のうち、契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
その他の固定負債	655	848
前受金	314	217
計	970	1,066

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 工事負担金等受入額及び工事負担金等圧縮額

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

工事負担金等の受入れによる収入であり、工事負担金等圧縮額は当該工事負担金等により取得した固定資産の圧縮記帳に係るものであります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	185	151
組替調整額	3	14
法人税等及び税効果調整前	181	136
法人税等及び税効果額	54	40
退職給付に係る調整額	127	95
その他の包括利益合計	127	95

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	53,755,800	-	4,533,518	49,222,282
合計	53,755,800	-	4,533,518	49,222,282
自己株式				
普通株式 (注)2、3、4	1,495,418	3,980,976	4,542,346	934,048
合計	1,495,418	3,980,976	4,542,346	934,048

(注)1. 発行済株式(普通株式)の減少4,533,518株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式(普通株式)の増加3,980,976株は、取締役会決議による自己株式の取得3,980,718株、単元未満株式の買取り258株によるものであります。

3. 自己株式(普通株式)の減少4,542,346株は、自己株式の消却4,533,518株、株式付与ESOP信託から対象者への株式給付による減少8,828株によるものであります。

4. 当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、役員報酬BIP信託が保有する24,378株及び株式付与ESOP信託が保有する54,982株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月15日 定時株主総会	普通株式	2,355	45.0	2023年3月31日	2023年6月16日
2023年10月30日 取締役会	普通株式	2,450	50.0	2023年9月30日	2023年12月5日

(注)1. 2023年6月15日定時株主総会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 2023年10月30日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月13日 定時株主総会	普通株式	2,902	利益剰余金	60.0	2024年3月31日	2024年6月14日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	49,222,282	-	907,300	48,314,982
合計	49,222,282	-	907,300	48,314,982
自己株式				
普通株式 (注)2、3、4	934,048	1,315,192	928,331	1,320,909
合計	934,048	1,315,192	928,331	1,320,909

- (注) 1. 発行済株式(普通株式)の減少907,300株は、自己株式の消却によるものであります。
2. 自己株式(普通株式)の増加1,315,192株は、取締役会決議による自己株式の取得1,278,100株、役員報酬BIP信託による当社株式の取得による増加20,500株、株式付与ESOP信託による当社株式の取得による増加16,500株及び単元未満株式の買取り92株によるものであります。
3. 自己株式(普通株式)の減少928,331株は、自己株式の消却907,300株、役員報酬BIP信託から対象者への株式給付による減少15,652株及び株式付与ESOP信託から対象者への株式給付による減少5,379株によるものであります。
4. 当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、役員報酬BIP信託が保有する29,226株及び株式付与ESOP信託が保有する66,103株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月13日 定時株主総会	普通株式	2,902	60.0	2024年3月31日	2024年6月14日
2024年10月25日 取締役会	普通株式	2,856	60.0	2024年9月30日	2024年12月5日

- (注) 1. 2024年6月13日定時株主総会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
2. 2024年10月25日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月12日 定時株主総会 (予定)	普通株式	3,013	利益剰余金	64.0	2025年3月31日	2025年6月13日

- (注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	3,162	3,506
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	3,162	3,506

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を営業活動による現金収入により調達しております。一時的な余資はKDDIグループ企業に対する短期的な貸付金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金並びに関係会社短期貸付金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金や未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的とした長期の取引であり、そのほとんどが固定金利で取引を実施しております。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)売掛金	38,742	38,070	672
資産計	38,742	38,070	672
(1)リース債務(流動負債)	38	38	0
(2)リース債務(固定負債)	5	5	0
負債計	44	43	0

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)売掛金	44,730	43,504	1,225
資産計	44,730	43,504	1,225
(1)リース債務（流動負債）	4	4	0
(2)リース債務（固定負債）	6	6	0
負債計	11	10	0

（*1）「現金及び預金」、「未収入金」、「関係会社短期貸付金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

（*2）「社内長期貸付金」、「敷金及び保証金」については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（*3）市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （2024年3月31日）	当連結会計年度 （2025年3月31日）
非上場株式	307	790
投資事業有限責任組合への出資	140	191

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24 - 16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注）1．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	3,162	-	-	-
売掛金	26,644	12,098	-	-
未収入金	3,440	-	-	-
関係会社短期貸付金	20,409	-	-	-
合計	53,657	12,098	-	-

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	3,506	-	-	-
売掛金	30,150	14,579	0	-
未収入金	3,696	-	-	-
関係会社短期貸付金	17,725	-	-	-
合計	55,079	14,579	0	-

2. リース債務の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	38	4	1	0	-	-
合計	38	4	1	0	-	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	4	2	1	1	0	-
合計	4	2	1	1	0	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における相場価格

レベル2の時価：資産または負債について、直接的に観察可能なインプットまたは間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット

レベル3の時価：資産または負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット(すなわち観察不能なインプット)

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	38,070	-	38,070
資産計	-	38,070	-	38,070
リース債務(流動負債)	-	38	-	38
リース債務(固定負債)	-	5	-	5
負債計	-	43	-	43

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	43,504	-	43,504
資産計	-	43,504	-	43,504
リース債務(流動負債)	-	4	-	4
リース債務(固定負債)	-	6	-	6
負債計	-	10	-	10

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と回収までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び金融機関が公表した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

非上場株式等(連結貸借対照表計上額 448百万円)については、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日現在)

非上場株式等(連結貸借対照表計上額 981百万円)については、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付企業年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

また、企業年金基金は2003年4月に設立された複数事業主制度によるKDDI企業年金基金に加入しております。

連結子会社の一部は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,378百万円
勤務費用	134
利息費用	20
数理計算上の差異の発生額	192
簡便法で計算した退職給付費用	55
退職給付の支払額	188
退職給付債務の期末残高	2,208

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	2,345百万円
期待運用収益	46
数理計算上の差異の発生額	7
事業主からの拠出額	133
退職給付の支払額	148
年金資産の期末残高	2,370

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,826百万円
年金資産	2,370
	543
非積立型制度の退職給付債務	381
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	161
退職給付に係る負債	381
退職給付に係る資産	543
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	161

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134百万円
利息費用	20
期待運用収益	46
数理計算上の差異の費用処理額	3
簡便法で計算した退職給付費用	55
確定給付制度に係る退職給付費用	160

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	181百万円
合計	181

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	338百万円
合 計	338

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	38.4%
株式	13.6
その他	48.0
合 計	100.0

(注) その他の中には、ヘッジファンド、プライベートエクイティ、現金を含んでおります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率（加重平均） 1.82%

長期期待運用収益率 2.0%

予想昇給率は2021年3月31日を基準日として算定した資格及び等級ポイントに基づく昇給指数を使用しております。

3. 複数事業主制度

確定給付制度の注記に含めて記載しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付企業年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

また、企業年金基金は2003年4月に設立された複数事業主制度によるKDDI企業年金基金に加入しております。

連結子会社の一部は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,208百万円
勤務費用	136
利息費用	24
数理計算上の差異の発生額	197
簡便法で計算した退職給付費用	47
退職給付の支払額	138
退職給付債務の期末残高	2,080

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	2,370百万円
期待運用収益	47
数理計算上の差異の発生額	46
事業主からの拠出額	138
退職給付の支払額	113
年金資産の期末残高	2,396

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,676百万円
年金資産	2,396
	719
非積立型制度の退職給付債務	403
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	316
退職給付に係る負債	403
退職給付に係る資産	719
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	316

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	136百万円
利息費用	24
期待運用収益	47
数理計算上の差異の費用処理額	14
簡便法で計算した退職給付費用	47
確定給付制度に係る退職給付費用	146

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	136百万円
合計	136

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	475百万円
合計	475

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	37.3%
株式	12.2
その他	50.5
合計	100.0

(注) その他の中には、ヘッジファンド、プライベートエクイティ、現金を含んでおります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率(加重平均) 2.58%

長期期待運用収益率 2.0%

予想昇給率は2024年3月31日を基準日として算定した資格及び等級ポイントに基づく昇給指数を使用しております。

3. 複数事業主制度

確定給付制度の注記に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	8百万円	7百万円
減価償却費超過額	210	186
退職給付に係る負債	114	124
未払事業税否認	127	131
未確定債務否認	128	67
前受金否認	677	760
ポイント引当金	30	30
契約損失引当金	55	191
固定資産撤去引当金	124	81
株式給付引当金	49	44
賞与引当金	134	130
貯蔵品評価損否認	71	38
資産除去債務	71	75
その他	39	42
繰延税金資産合計	1,842	1,913
繰延税金負債		
資産除去債務	46	46
退職給付に係る資産	162	221
繰延税金負債合計	209	267
繰延税金資産の純額	1,633	1,645

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	29.9%	
(調整)		法定実効税率と税効果
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	会計適用後の法人税等
税額控除に伴う調整額	1.5	の負担率との間の差異
繰越欠損金充当額	0.0	が法定実効税率の100
特定寄附金控除	0.3	分の5以下であるため
その他	0.5	注記を省略しております。
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.8	

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.9%から30.8%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額は19百万円増加し、法人税等調整額が19百万円減少しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
マルチブランド通信収入	36,703	36,801
マルチブランド付加価値収入	6,927	7,412
携帯端末収入	13,594	15,788
その他	20,764	24,313
合計	77,990	84,314
顧客との契約から生じる収益	77,653	83,951
その他の源泉から生じる収益	337	363

(注) 1. マルチブランド：au、UQ、povoのモバイル3ブランドの総称

2. 付加価値：自社・協業・補償サービス+決済手数料など

3. 携帯端末収入：携帯端末及びアクセサリ類の販売収入

4. その他：固定通信サービス収入、電力収入等

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内容は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	30,843	38,742
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	38,742	44,717
契約負債(期首残高)	990	970
契約負債(期末残高)	970	1,066

連結財務諸表上、契約負債は「前受金」「その他の固定負債」に計上しております。

契約負債は、主にモバイル通信サービスにおける契約事務等の手数料収入及びFTTHサービスに関連する初期工事費用収入、モバイル通信サービス収入等の請求額に応じて、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに関する前受対価であります。契約負債の増減は、主として前受金の受取り(契約負債の増加)と、収益認識(同、減少)により生じたものであります。

前連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ266百万円及び133百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ257百万円及び58百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	373	341
1年超2年以内	256	266
2年超3年以内	185	207
3年超	155	251
合計	970	1,066

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	KDDI株式会社	東京都 新宿区	141,852	電気通信 事業	(被所有) 直接 52.1 間接 -	携帯端末の 仕入、通信 設備の購入 及び保守の 委託等 役員の兼任 1名	業務受託及びアクセスチャージ(受取)	203	未収入金	189
							貸付金の回収	35,990	関係会社短期貸付金	20,409
							資金の貸付	26,120		
							利息の受取	20	-	-
							携帯端末及び関連商品の購入	14,088	買掛金	1,196
							通信システム等の購入	3,257	未払金	309
							業務委託及びアクセスチャージ(支払)	1,498	-	-
							業務委託回線料	1,762	未払金	191
							コンテンツ運用委託費	1,377	未払金	129
							債権譲渡手数料	1,593	-	-
							支援料	341	未払金	31

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
親会社	KDDI株式会社	東京都 新宿区	141,852	電気通信 事業	(被所有) 直接 53.5 間接 -	携帯端末の 仕入、通信 設備の購入 及び保守の 委託等 役員の兼任 1名	業務受託及びアクセスチャージ (受取)	199	未収入金 関係会社短期貸付金	282	
							貸付金の回収	35,249		17,725	
							資金の貸付	32,565		-	
							利息の受取	65		-	
							携帯端末及び関連商品の購入	14,877		買掛金	1,470
							通信システム等の購入	1,725		未払金	295
							業務委託及びアクセスチャージ (支払)	1,443		-	-
							業務委託回線料	1,666		未払金	201
							コンテンツ運用委託費	1,396		未払金	128
							債権譲渡手数料	1,653		-	-
支援料	347	未払金	31								

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 業務受託及び業務委託については、双方協議のうえ卸電気通信役務の提供に関する契約等を締結しております。また、アクセスチャージについては、双方協議のうえ相互接続に関する協定を締結しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) 携帯端末の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
- (4) 業務委託回線料については、交渉のうえ定められた利用契約に関する取引条件に基づき支払っております。
- (5) コンテンツ運用委託費及び債権譲渡手数料については、一般取引条件を参考に双方協議のうえ決定しております。
- (6) 支援料については、経営及び業務支援の対価として、協議のうえ定められた料率を基に算定し支払っております。

2. 資本金又は出資金（百万円）欄は、百万円未満を四捨五入しております。

2. 親会社に関する注記

KDDI株式会社（東京証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	1,969.13円	2,054.36円
1 株当たり当期純利益	244.93円	260.52円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を、「1 株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度末79,360株、当連結会計年度末95,329株)。
- また、「1 株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度82,724株、当連結会計年度90,990株)。
3. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	12,129	12,402
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	12,129	12,402
期中平均株式数(千株)	49,520	47,607

(重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は2025年5月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

消却の概要

消却する株式の種類 : 当社普通株式
消却する株式の総数 : 1,225,580株 (消却前の発行済株式総数に対する割合2.5%)
消却予定日 : 2025年5月15日
消却後の発行済株式総数 : 47,089,402株

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じて株主の皆さまへの利益還元の実現を図るため

(2) 自己株式取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類 : 普通株式
取得し得る株式の総数 : 1,400,000株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.0%)
株式の取得価額の総額 : 50億円 (上限)
取得期間 : 2025年5月22日～2026年4月15日
取得方法 : 東京証券取引所における市場買付け

(参考) 2025年3月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く) 46,994,073株

自己株式数 1,320,909株

自己株式数については、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式95,329株を含めて記載しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	38	4	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	5	6	-	2026年～2029年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	44	11	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	2	1	1	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
営業収益(百万円)	41,148	84,314
税金等調整前中間(当期) 純利益(百万円)	8,921	17,927
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益(百万円)	6,120	12,402
1株当たり中間(当期) 純利益(円)	127.59	260.52

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
固定資産		
電気通信事業固定資産		
有形固定資産		
機械設備	1 31,094	1 31,409
減価償却累計額	21,997	22,375
機械設備(純額)	9,097	9,033
空中線設備	13,811	14,361
減価償却累計額	9,387	9,717
空中線設備(純額)	4,423	4,643
市外線路設備	1 262	1 262
減価償却累計額	59	79
市外線路設備(純額)	203	182
土木設備	1 861	1 861
減価償却累計額	104	150
土木設備(純額)	756	710
海底線設備	1 3,598	1 3,598
減価償却累計額	901	1,203
海底線設備(純額)	2,697	2,394
建物	1 10,484	1 10,304
減価償却累計額	4,736	4,934
建物(純額)	5,747	5,369
構築物	1 1,320	1 1,339
減価償却累計額	1,048	1,066
構築物(純額)	271	273
機械及び装置	119	119
減価償却累計額	80	87
機械及び装置(純額)	38	32
車両	197	197
減価償却累計額	193	196
車両(純額)	3	1
工具、器具及び備品	1 1,225	1 1,234
減価償却累計額	843	848
工具、器具及び備品(純額)	382	386
土地	2,494	2,494
リース資産	-	6
減価償却累計額	-	0
リース資産(純額)	-	5
建設仮勘定	1,683	1,461
有形固定資産合計	27,801	26,988
無形固定資産		
施設利用権	1	1
ソフトウェア	219	359
借地権	2	2
その他の無形固定資産	11	10
無形固定資産合計	233	373
電気通信事業固定資産合計	28,035	27,361

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
附帯事業固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	2,813	2,813
減価償却累計額	87	119
有形固定資産(純額)	7,254	6,943
有形固定資産合計	7,254	6,943
無形固定資産		
無形固定資産合計	227	217
附帯事業固定資産合計	7,281	6,961
投資その他の資産		
投資有価証券	448	781
関係会社株式	3,267	3,215
社内長期貸付金	44	56
長期前払費用	11,708	11,344
前払年金費用	204	244
繰延税金資産	1,474	1,499
敷金及び保証金	218	58
その他の投資及びその他の資産	15	14
貸倒引当金	15	14
投資その他の資産合計	7,366	7,200
固定資産合計	42,683	41,523
流動資産		
現金及び預金	2,598	2,884
売掛金	338,113	344,036
未収入金	33,425	33,532
貯蔵品	1,370	996
前払費用	318	289
関係会社短期貸付金	20,658	18,003
その他の流動資産	3237	349
貸倒引当金	3	148
流動資産合計	66,717	69,643
資産合計	109,401	111,167

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
固定負債		
リース債務	-	4
ポイント引当金	100	98
株式給付引当金	164	144
固定資産撤去引当金	415	265
資産除去債務	240	244
その他の固定負債	734	840
固定負債合計	1,655	1,597
流動負債		
買掛金	3 1,990	3 2,828
リース債務	-	1
関係会社短期借入金	2,701	3,407
未払金	3 9,365	3 8,611
未払費用	119	121
未払法人税等	2,472	2,747
前受金	302	315
預り金	255	319
前受収益	52	28
賞与引当金	334	322
役員賞与引当金	26	23
契約損失引当金	186	638
流動負債合計	17,808	19,367
負債合計	19,463	20,964
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,414	1,414
資本剰余金		
資本準備金	1,614	1,614
資本剰余金合計	1,614	1,614
利益剰余金		
利益準備金	64	64
その他利益剰余金		
別途積立金	78,100	76,100
繰越利益剰余金	11,744	16,292
利益剰余金合計	89,909	92,456
自己株式	3,000	5,284
株主資本合計	89,938	90,202
純資産合計	89,938	90,202
負債・純資産合計	109,401	111,167

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
電気通信事業営業損益		
営業収益	47,351	47,315
営業費用		
営業費	12,150	12,494
施設保全費	3,564	3,472
管理費	2,260	2,130
減価償却費	4,549	4,617
固定資産除却費	367	212
通信設備使用料	8,435	8,289
租税公課	566	608
営業費用合計	31,896	31,825
電気通信事業営業利益	15,455	15,489
附帯事業営業損益		
営業収益	26,788	32,746
営業費用	1 26,792	1 32,117
附帯事業営業利益又は附帯事業営業損失()	4	629
営業利益	15,450	16,118
営業外収益		
受取利息	2 21	2 67
受取配当金	2 48	2 41
受取賃貸料	7	5
受取保険金	26	6
補助金収入	140	98
雑収入	24	35
営業外収益合計	269	255
営業外費用		
支払利息	3 2	3 12
自己株式取得費用	67	40
雑支出	-	9
営業外費用合計	70	62
経常利益	15,649	16,311
特別利益		
工事負担金等受入額	4 4,951	-
特別利益合計	4,951	-
特別損失		
工事負担金等圧縮額	4 4,951	-
関係会社貸倒引当金繰入額	-	5 143
関係会社株式評価損	-	5 52
特別損失合計	4,951	196
税引前当期純利益	15,649	16,114
法人税、住民税及び事業税	4,398	4,833
法人税等調整額	88	25
法人税等合計	4,487	4,808
当期純利益	11,162	11,306

電気通信事業営業費用明細表

科目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
	事業費 (百万円)	管理費 (百万円)	計 (百万円)	事業費 (百万円)	管理費 (百万円)	計 (百万円)
人件費	1,768	873	2,642	1,919	857	2,776
経費	13,634	1,387	15,021	13,622	1,273	14,895
消耗品費	215	55	270	263	20	284
借料・損料	868	45	913	858	45	903
保険料	42	9	52	36	8	44
光熱水道料	578	57	636	703	61	765
修繕費	535	11	547	259	0	260
旅費交通費	23	24	48	24	29	53
通信運搬費	271	27	298	202	33	235
広告宣伝費	1,386	40	1,426	1,481	30	1,511
交際費	18	75	94	15	110	126
厚生費	15	57	72	15	69	84
作業委託費	5,751	556	6,307	5,622	422	6,044
雑費	3,927	423	4,351	4,139	441	4,581
業務委託費	322	-	322	434	-	434
貸倒損失	9	-	9	8	-	8
小計	15,715	2,260	17,976	15,966	2,130	18,097
減価償却費			4,549			4,617
固定資産除却費			367			212
通信設備使用料			8,435			8,289
租税公課			566			608
合計			31,896			31,825

(注) 1. 事業費には営業費、施設保全費が含まれております。

2. 人件費には、賞与引当金繰入額が前事業年度302百万円、当事業年度282百万円及び役員賞与引当金繰入額が前事業年度23百万円、当事業年度23百万円並びに退職給付費用が前事業年度94百万円、当事業年度87百万円含まれております。

3. 貸倒損失には、貸倒引当金繰入額が前事業年度6百万円、当事業年度6百万円含まれております。また、償却済債権回収額が前事業年度10百万円、当事業年度9百万円含まれております。

4. 作業委託費には、当社が行う業務を他の者に委託した対価のうち、業務委託費に含まれるものを除いて計上しております。

5. 雑費には、販売手数料が含まれております。また、ポイント引当金繰入額が前事業年度101百万円、当事業年度97百万円含まれております。

6. 業務委託費には、電気通信役務提供に係る業務を他の者に委託した対価を計上しており、通信設備の保守費等が含まれております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,414	1,614	-	1,614	64	80,100	15,761	95,926
当期変動額								
別途積立金の取崩						2,000	2,000	-
剰余金の配当							4,806	4,806
当期純利益							11,162	11,162
自己株式の取得								
自己株式の消却			12,372	12,372				
自己株式の処分								
利益剰余金から資本剰余金への振替			12,372	12,372			12,372	12,372
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,000	4,017	6,017
当期末残高	1,414	1,614	-	1,614	64	78,100	11,744	89,909

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	4,130	94,825	94,825
当期変動額			
別途積立金の取崩		-	-
剰余金の配当		4,806	4,806
当期純利益		11,162	11,162
自己株式の取得	11,263	11,263	11,263
自己株式の消却	12,372	-	-
自己株式の処分	19	19	19
利益剰余金から資本剰余金への振替		-	-
当期変動額合計	1,129	4,887	4,887
当期末残高	3,000	89,938	89,938

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,414	1,614	-	1,614	64	78,100	11,744	89,909
当期変動額								
別途積立金の取崩						2,000	2,000	-
剰余金の配当							5,758	5,758
当期純利益							11,306	11,306
自己株式の取得								
自己株式の消却			2,999	2,999				
自己株式の処分								
利益剰余金から資本剰余金への振替			2,999	2,999			2,999	2,999
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,000	4,547	2,547
当期末残高	1,414	1,614	-	1,614	64	76,100	16,292	92,456

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	3,000	89,938	89,938
当期変動額			
別途積立金の取崩		-	-
剰余金の配当		5,758	5,758
当期純利益		11,306	11,306
自己株式の取得	5,334	5,334	5,334
自己株式の消却	2,999	-	-
自己株式の処分	50	50	50
利益剰余金から資本剰余金への振替		-	-
当期変動額合計	2,283	264	264
当期末残高	5,284	90,202	90,202

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

機械設備

定率法を採用しております。

機械設備を除く有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備	9～15年
空中線設備	10～42年
建物	6～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

当社は、当事業年度末において年金資産の見込額が退職給付債務見込額から、未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(3) ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au Pontaポイントプログラム」等）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

（４）株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役及び管理職への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（５）固定資産撤去引当金

3G携帯電話向けサービスの2022年3月末サービス終了に伴い、これら設備の撤去工事に備えるため、撤去費用を合理的に見積もることが可能な撤去工事について、当該見積額を計上しております。

（６）賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

（７）役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当事業年度負担額を計上しております。

（８）契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

電気通信事業に係る収益には、主にモバイル通信サービスにおける収益と固定通信サービスにおける収益が含まれております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額使用料及び通信料収入（以下「モバイル通信サービス収入」）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

これらの取引の対価は請求日から概ね翌月までに受領しております。

なお、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと併せて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は契約時に前受けする形で受領しています。

また、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用率を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTHサービス収入、FTTHサービスに関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、初期工事費用収入を除いた収入に関するサービスについては、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益計上しております。また、FTTHサービスにおける初期工事費用収入は、残存率を基礎とした見積平均契約期間にわたり、収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

附帯事業に係る収益には、主に携帯端末の販売における収入と電力収入が含まれております。

携帯端末の販売における収入（以下「携帯端末収入」）は、主に代理店に対する携帯端末及びアクセサリ類の販売収入から構成されております。

当社が代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社は、代理店を本人として取り扱っております。そのため、携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社から代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

これらの取引の対価は、代理店に販売後、概ね翌月に受領しております。

電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であり、電力サービスを提供した時点において履行義務が充足されます。電力の小売りサービスにおける収入については、お客さまとの契約に基づいて識別された履行義務が時の経過またはお客さまにサービスを提供した時点に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第103-2項に定める代替的な取扱いを適用し、収益を認識しております。

これらの電力の小売りサービスにおける収入の一部については、当該対価の総額から第三者のために回収する額を差し引いた純額で収益を認識しております。この判断にあたっては、当社が契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月に受領しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異についての会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

減価償却費

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
減価償却費	4,884	4,945

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)減価償却費(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

取締役等に対する業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(管理職に対する株式付与制度)

管理職に対する株式付与制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 工事負担金等による圧縮記帳額

工事負担金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
電気通信事業固定資産		
機械設備	629百万円	629百万円
市外線路設備	313	313
土木設備	139	139
海底線設備	3,524	3,524
建物	221	221
構築物	66	66
工具、器具及び備品	41	41
投資その他の資産		
長期前払費用	14	14
計	4,951	4,951

2 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
附帯事業固定資産		
有形固定資産	323百万円	323百万円
無形固定資産	5	5
計	329	329

3 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
流動資産		
売掛金	4,693百万円	4,838百万円
未収入金	2,740	3,042
その他の流動資産	0	0
流動負債		
買掛金	1,409	1,675
未払金	5,420	5,304

(損益計算書関係)

1 関係会社からの移動機仕入高で販売原価相当額となるものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売原価相当額	13,115百万円	13,973百万円

2 関係会社に係る営業外収益は次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受取利息	21百万円	66百万円
受取配当金	36	37

3 関係会社に係る営業外費用は次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払利息	2百万円	12百万円

4 工事負担金等受入額及び工事負担金等圧縮額

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

工事負担金等の受入れによる収入であり、工事負担金等圧縮額は当該工事負担金等により取得した固定資産の圧縮記帳に係るものであります。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

5 関係会社貸倒引当金繰入額及び関係会社株式評価損

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社が発行する株式の実質価額に著しい低下があると判断し、関係会社株式評価損52百万円を認識し、損益計算書の特別損失に含めています。

また、沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社の財政状態を勘案し、関係会社貸倒引当金繰入額143百万円を認識し、損益計算書の特別損失に含めています。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式 (注)1、2、3	1,495,418	3,980,976	4,542,346	934,048
合計	1,495,418	3,980,976	4,542,346	934,048

- (注)1. 自己株式(普通株式)の増加3,980,976株は、取締役会決議による自己株式の取得3,980,718株、単元未満株式の買取り258株によるものであります。
2. 自己株式(普通株式)の減少4,542,346株は、自己株式の消却4,533,518株及び株式付与ESOP信託から対象者への株式給付による減少8,828株によるものであります。
3. 当事業年度末の自己株式(普通株式)には、役員報酬BIP信託が保有する24,378株及び株式付与ESOP信託が保有する54,982株が含まれております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式 (注)1、2、3	934,048	1,315,192	928,331	1,320,909
合計	934,048	1,315,192	928,331	1,320,909

- (注)1. 自己株式(普通株式)の増加1,315,192株は、取締役会決議による自己株式の取得1,278,100株、役員報酬BIP信託による当社株式の取得による増加20,500株、株式付与ESOP信託による当社株式の取得による増加16,500株及び単元未満株式の買取り92株によるものであります。
2. 自己株式(普通株式)の減少928,331株は、自己株式の消却907,300株、役員報酬BIP信託から対象者への株式給付による減少15,652株及び株式付与ESOP信託から対象者への株式給付による減少5,379株によるものであります。
3. 当事業年度末の自己株式(普通株式)には、役員報酬BIP信託が保有する29,226株及び株式付与ESOP信託が保有する66,103株が含まれております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
子会社株式	3,267	3,215
関連会社株式	-	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費超過額	210百万円	186百万円
未払事業税否認	113	116
未確定債務否認	126	62
前受金否認	627	697
ポイント引当金	30	30
契約損失引当金	55	191
固定資産撤去引当金	124	81
株式給付引当金	49	44
賞与引当金	108	103
貯蔵品評価損否認	55	22
資産除去債務	71	75
関係会社株式評価損及び 関係会社貸倒引当金否認	-	60
その他	9	9
繰延税金資産小計	1,582	1,681
評価性引当額	-	60
繰延税金資産合計	1,582	1,620
繰延税金負債		
資産除去債務	46	46
前払年金費用	61	75
繰延税金負債合計	108	121
繰延税金資産の純額	1,474	1,499

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	29.9%	法定実効税率と税効果 会計適用後の法人税等 の負担率との間の差異 が法定実効税率の100 分の5以下であるため 注記を省略しておりま す。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	
税額控除に伴う調整額	1.1	
特定寄附金控除	0.3	
その他	0.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.7	

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.9%から30.8%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額は11百万円増加し、法人税等調整額が11百万円減少しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,862.52円	1,919.44円
1株当たり当期純利益	225.41円	237.48円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前事業年度末79,360株、当事業年度末95,329株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前事業年度82,724株、当事業年度90,990株)。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,162	11,306
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	11,162	11,306
期中平均株式数(千株)	49,520	47,607

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 重要な後発事象」をご参照ください。

【附属明細表】

当社の附属明細表は、財務諸表等規則第122条第6号の規定により作成しております。

【固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累 計額又は償 却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
電気通信事業有形固定 資産							
機械設備(注)1	31,094	2,505	2,191	31,409	22,375	2,520	9,033
空中線設備(注)2	13,811	902	352	14,361	9,717	653	4,643
市外線路設備	262	-	-	262	79	20	182
土木設備	861	-	-	861	150	46	710
海底線設備	3,598	-	-	3,598	1,203	302	2,394
建物	10,484	43	223	10,304	4,934	378	5,369
構築物	1,320	26	7	1,339	1,066	24	273
機械及び装置	119	-	-	119	87	6	32
車両	197	-	-	197	196	2	1
工具、器具及び備品	1,225	101	92	1,234	848	88	386
土地	2,494	-	-	2,494	-	-	2,494
リース資産	-	6	-	6	0	0	5
建設仮勘定	1,683	3,777	3,999	1,461	-	-	1,461
小計	67,153	7,362	6,866	67,649	40,661	4,044	26,988
附帯事業有形固定資産	8,132	6	-	8,138	1,194	317	6,943
有形固定資産合計	75,285	7,369	6,866	75,788	41,856	4,362	33,932
無形固定資産							
電気通信事業無形固定 資産							
施設利用権	93	-	-	93	91	1	1
ソフトウェア	997	257	120	1,134	775	86	359
借地権	2	-	-	2	-	-	2
その他の無形固定資産	12	-	-	12	1	0	10
小計	1,105	257	120	1,242	869	87	373
附帯事業無形固定資産	76	-	16	59	42	9	17
無形固定資産合計	1,181	257	137	1,302	911	96	391
長期前払費用	5,017	300	422	4,895	3,550	482	1,344
長期前払費用合計	5,017	300	422	4,895	3,550	482	1,344

(注)1. 機械設備の主な増加は、基地局設備及び交換局設備の新設及び増設であり、主な減少は基地局設備及び交換局設備の除却によるものであります。

2. 空中線設備の主な増加は、基地局設備の鉄塔及びアンテナで、主な減少は基地局設備の鉄塔及びアンテナの除却によるものであります。

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

【引当金明細表】

科目	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金 (注) 1、2、3	19	162	1	17	162
退職給付引当金 (注) 1、4	204	98	138	-	244
ポイント引当金 (注) 1	100	97	99	-	98
株式給付引当金 (注) 1	164	30	50	-	144
固定資産撤去引当金 (注) 1	415	-	149	-	265
賞与引当金 (注) 1	334	322	334	-	322
役員賞与引当金 (注) 1	26	23	26	-	23
契約損失引当金 (注) 1	186	638	186	-	638

(注) 1. 引当金の計上理由及び金額の算定方法については、「第5 経理の状況 2. 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針 4. 引当金の計上基準」をご参照ください。

2. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替えによる減少額であります。

3. 貸倒引当金の主な増加については、「第5 経理の状況 2. 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 損益計算書関係」をご参照ください。

4. 退職給付引当金の期末残高については前払年金費用を計上しているため、マイナス残高を計上しております

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで								
定時株主総会	6月中								
基準日	3月31日								
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日								
1単元の株式数	100株								
単元未満株式の買取り									
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部								
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社								
取次所									
買取手数料	無料								
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL https://okinawa-cellular.jp/								
株主に対する特典	<p>2025年3月31日現在の株主名簿に記録された株主のうち、1単元(100株)以上を保有する株主に対し、以下のとおり株主優待を実施する。</p> <p>「当社及びKDDIグループ関連サービス特典」を贈呈</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>保有期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">100株以上</td> <td>1年以上5年未満</td> <td>2,000円相当</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>3,000円相当</td> </tr> </tbody> </table> <p>・保有期間は同一株主番号で3月31日の株主名簿に連続して記録されている年数となります。なお、本株主優待制度導入以前も含む通算期間を算定します。</p>	保有株式数	保有期間	金額	100株以上	1年以上5年未満	2,000円相当	5年以上	3,000円相当
保有株式数	保有期間	金額							
100株以上	1年以上5年未満	2,000円相当							
	5年以上	3,000円相当							

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第33期) (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月13日沖縄総合事務局長に提出

(2) 内部統制報告書

2024年6月13日沖縄総合事務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(第34期中) (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月6日沖縄総合事務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年6月20日沖縄総合事務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2024年5月1日 至 2024年5月31日) 2024年6月14日沖縄総合事務局長に提出

報告期間(自 2024年6月1日 至 2024年6月30日) 2024年7月12日沖縄総合事務局長に提出

報告期間(自 2024年7月1日 至 2024年7月31日) 2024年8月15日沖縄総合事務局長に提出

報告期間(自 2024年8月1日 至 2024年8月31日) 2024年9月13日沖縄総合事務局長に提出

報告期間(自 2024年9月1日 至 2024年9月30日) 2024年10月15日沖縄総合事務局長に提出

報告期間(自 2024年10月1日 至 2024年10月31日) 2024年11月15日沖縄総合事務局長に提出

報告期間(自 2024年11月1日 至 2024年11月30日) 2024年12月16日沖縄総合事務局長に提出

報告期間(自 2024年12月1日 至 2024年12月31日) 2025年1月15日沖縄総合事務局長に提出

報告期間(自 2025年1月1日 至 2025年1月31日) 2025年2月17日沖縄総合事務局長に提出

報告期間(自 2025年2月1日 至 2025年2月28日) 2025年3月17日沖縄総合事務局長に提出

報告期間(自 2025年3月1日 至 2025年3月31日) 2025年4月15日沖縄総合事務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月9日

沖縄セルラー電話株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩瀬 哲朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 健一

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

附帯事業における携帯端末収入に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>沖縄セルラー電話株式会社（以下「会社」という。）及びその連結子会社は、モバイルサービスや、国内・国際通信サービス、インターネットサービス等を提供する電気通信事業と、主に携帯端末の販売と電力事業を行う附帯事業を営んでいる。</p> <p>携帯端末の販売における収入（以下「携帯端末収入」という。）は、主に代理店に対する携帯端末及びアクセサリ類の販売収入から構成されている。携帯端末収入は、携帯端末の支配が会社から代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識している。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識している。</p> <p>会社の提供するモバイルサービスは、マーケットである沖縄県において約5割のシェアを有しているが、他の通信各社との競争の中、会社の主力事業である電気通信事業において持続的な成長を実現するためには、附帯事業において代理店に対して携帯端末の販売を継続的に行い、ユーザー基盤を維持拡大することが重要な要素となっている。</p> <p>附帯事業の営業収益に含まれる携帯端末収入は、【注記事項】(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載のとおり、15,788百万円(営業収益全体の19%)と金額的に重要である。代理店に販売促進活動を含む積極的な営業活動を行い、携帯端末を販売する電気通信業界の特性を踏まえると、携帯端末収入の売上高の実在性について、より慎重な監査上の検討を行う必要があると考えられる。</p> <p>以上より、当監査法人は、附帯事業における携帯端末収入に係る収益認識を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、附帯事業における携帯端末収入に係る収益認識に関して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注や出荷業務における職務分掌、売上計上証書類のチェック等を含む、意図的に実在しない収益を計上することを防止し発見するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・重要な新規代理店の追加や代理店契約の廃止の状況を理解し、重要な商流の変更の有無を識別した。 ・売上取引をサンプル抽出し、注文書や出荷証憑等の関連証憑と売上明細との証憑突合を実施した。また、サンプルについて、関連する販売奨励金の根拠資料と照合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、沖縄セルラー電話株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、沖縄セルラー電話株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月9日

沖縄セルラー電話株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩瀬 哲朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 健一

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

附帯事業における携帯端末収入に係る収益認識 【注記事項】（収益認識関係）

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（附帯事業における携帯端末収入に係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。